

最 上 町
第 8 次高齡者保健福祉計画
第 7 期介護保険事業計画
2018 (H30) ~ 2020 年度

2018 年 3 月
最 上 町

健やかに自分らしく暮らし続けるための 地域包括ケア体制の充実を目指して



我が国の高齢社会の進展は急速に進行し、65歳以上の高齢者人口は団塊の世代が後期高齢者となる2025年には3,657万人、高齢者人口がピークを迎える2042年には3,878万人と予想されております。本町におきましても平成29年12月1日現在の高齢化率は36%、医療や介護の必要性が高くなる後期高齢化率は20%を超えており、2025年までには団塊の世代が後期高齢者となることで今後も上昇することが見込まれています。

人口減少による縮小社会と少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する超高齢社会の到来を目前に控えるなか、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本町では、「健康な体・健康な心・健康な社会生活」の実現を基本理念とした「ウェルネスタウン構想」に基づき、保健・医療・福祉の連携による最上町地域包括ケアシステムを構築し四半世紀にわたり実践してまいりましたが、今後は一人暮らしや認知症高齢者の増加などにより、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの一層の深化・充実が求められています。

このような課題を抱えるなか今般、2025年を見据えた、2018年度から3年間を計画期間とする「第8次最上町高齢者保健福祉計画」（第7期最上町介護保険事業計画）を策定しました。本計画では、高齢者の生涯現役社会の実現にむけた生きがいつくりや健康寿命の延伸のための健康づくりと介護予防を推進し、医療の必要な高齢者を在宅で支えるために在宅医療と介護の連携を強化するとともに、認知症対策では、早期診断にむけた支援体制や認知症の状態に応じた適切なサービス提供体制を整備していくこととしています。さらに、一人暮らし高齢者の増加に対応するため、新たな高齢者の住み方・住まい方にむけた居住環境の整備や地域住民による見守り・支え合い体制の推進をとおして、本計画の政策目標であります「健やかに自分らしく暮らし続けるための地域包括ケア体制の充実」を目指してまいります。

本計画を円滑に推進するためには、町民の皆様をはじめ、各分野における関係機関、団体の皆様の特段のご理解とご協力が不可欠でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、最上町高齢化対策審議会並びに策定委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成30年3月

最上町長 高橋重美

目 次

第1章 計画の基本的事項

I	計画策定の趣旨	7p
II	計画の性格と位置づけ	7p
III	計画期間	8p
IV	介護保険制度改正の主な内容について	8p
	1. 自立支援・重度化防止にむけた取り組みの推進	
	2. 新たな介護保険施設の創設	
	3. 地域共生社会の実現にむけた取り組みの推進	
	4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	
	5. その他	
V	第7期介護保険事業計画策定のポイント	10p
VI	日常生活圏域の設定	11p

第2章 高齢者等の現状と課題

I	人口等の推移	15p
II	高齢者の状況及び意向	19p
III	第7次計画の重点施策をふまえた課題の整理	35p

第3章 政策目標及び重点施策

I	政策目標	39p
II	重点目標及び施策	41p
	1. 生涯現役にむけた生きがいつくりの推進	
	2. 健康づくりと介護予防の推進	
	3. 地域包括ケアシステムの充実	
	4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携	
	5. 高齢者福祉サービスの充実	

第4章 具体的な取組み

I	生涯現役にむけた生きがいつくりの推進	49p
II	健康づくりと介護予防の推進	51p
III	地域包括ケアシステムの充実	55p
IV	高齢者の居住安定に係る施策との連携	63p
V	高齢者福祉サービスの充実	64p

第5章 介護保険サービスの現状と運用

I	介護サービスの質の向上	69p
II	介護事業を支える人材の確保	70p
III	被保険者数・認定者数等	71p
IV	居宅介護サービス	72p
V	介護予防サービス	80p
VI	地域密着型サービス	86p
VII	施設サービス	91p
VIII	介護給付適正化の推進について	94p

第6章 介護保険サービスの事業費と保険料の推計

I	各介護保険サービスにおける給付費の推計	101p
II	地域支援事業費の推計	103p
III	第7期及び第9期における標準給付見込額の算定	104p
IV	第7期計画期間における保険料基準月額額の算定	105p
V	第7期介護保険料の所得段階及び年間保険料	106p

第7章 計画の推進にむけて

I	自治協働のまちづくりとの連結	109p
II	計画の進行管理	109p
III	情報の提供	109p

第8章 計画策定の経緯等

I	計画策定委員会について	113p
II	高齢化対策審議会について	116p
III	事務局の構成	118p

第 1 章

計画の基本的事項

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格と位置づけ
- III 計画期間
- IV 介護保険制度改正の主な内容について
- V 第 7 期介護保険事業計画策定のポイント
- VI 日常生活圏域の設定



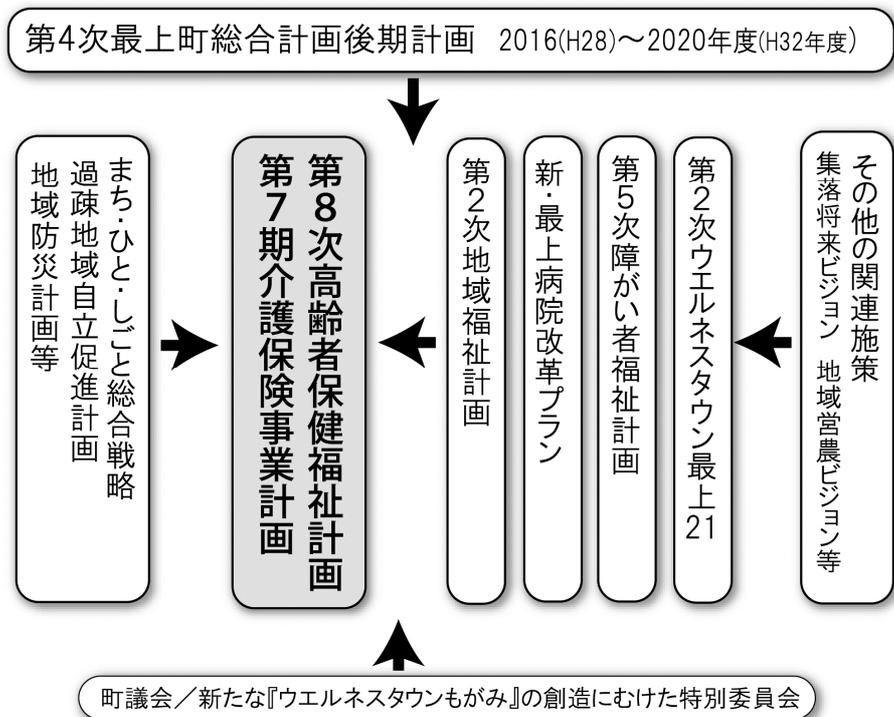
第1章 計画の基本的事項

I 計画策定の趣旨

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年7月法律第133号)に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定め、高齢者が身体上又は精神上的の障害になっても住みなれた地域で安心・安全に住み続けることが可能な地域社会を構築するため、「介護保険事業計画」と一体的に策定するものです。

II 計画の性格と位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画として位置づけられており、本町の高齢者に関する政策全般にわたる計画となります。一方「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険の給付対象となるサービス量の見込と保険料を算定し、介護保険事業が安定的に運営できるよう策定するものです。また、「第4次最上町総合計画後期計画」及び「第2次ウエルネスタウン最上21」等の上位及び関係計画との整合性を図りながら、将来にわたり安心して住み続けることができるまちづくりを目指すものです。



Ⅲ 計画期間

介護保険制度による計画期間は、一期3年間です。介護保険事業は平成12年度に制度が始まり、今回の計画は第7期となりますが、「高齢者保健福祉計画」と一体化して計画策定するため、今回の計画期間は2018(平成30年)から2020年度までの3年間とします。



Ⅳ 介護保険制度改正の主な内容について

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中、団塊世代が75歳以上を迎える2025年や、高齢者数がピークを迎える平成2042年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点かつ効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

1. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、以下の3点を法律によって制度化されました。

- ① データに基づく課題分析と対応
- ② 適切な指標による実績評価（今後示される予定）
- ③ インセンティブの付与（財政支援）

2. 新たな介護保険施設の創設

- ① 名称 介護医療院
- ② 機能 要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話」を一体的に提供する。
- ③ 開設主体 自治体、医療法人、社会福祉法人などの非営利団体

3. 地域共生社会の実現にむけた取組みの推進

高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。

5. その他

(1) 介護納付金における総報酬割の導入

第2号被保険者の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とされます。

(2) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

介護保険適用除外施設(障害者施設等)を退所して介護保険施設等に入所した場合に適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とされます。

(3) 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲することとなっています。

(4) 福祉用具貸与の見直し

- ① 国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表。
- ② 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明し、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示しなければなりません。
- ③ 適正な価格を確保するために、貸与価格に上限が設定されます。

(5) 認定データの提出義務化と要介護認定に係る業務の簡素化

- ① 自治体や保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤の整備を強化するため、平成30年度より要介護認定データの提出が義務化されます。
- ② 要介護認定について、更新申請の有効期間の上限を現行の24か月から36か月に延長することを可能とし、長期間状態が安定している者については、介護認定審査会における二次判定の簡素化が計られます。

V 第7期介護保険事業計画策定のポイント

第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)は、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに“地域包括ケアシステム”を構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と、位置づけられています。

具体的には、各種の介護保険サービス量や給付費の推移を見つつ、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域包括支援センターを中心とした必要な「仕組みづくり・ネットワークづくり」「地域づくり」が目標に向けてうまく進んでいるか(「地域包括ケアシステムがどのくらい進んでいるか」「新しい総合事業は推進できているか」「生活支援体制はどこまで芽吹いているか」「介護事業者は制度改正に対応できているか」)等について把握・点検し、改善点を洗い出していくことが重要であるとしています。

国の方針でも地域共生社会の実現を目指して「我が事・丸ごと」の地域づくりが提唱され、共生型サービスが2018年度(平成30年度)に創設されるなど、高齢者・障がい者・児童を隔てずにスムーズなサービス提供や地域で支えるための分野間の各種連携強化が課題となっています。

第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、“保険者機能の強化(地域マネジメント力向上)”が強調されています。各保険者が、地域の実態把握・課題分析を確実にを行い、それに基づいた適切な計画づくりと実行及び定期的な進捗管理を行いながら計画を推進すること(PDCAサイクルによる計画推進)を可能とするため、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムの有効活用や、地域間比較を意識した実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)の実施が推奨されています。

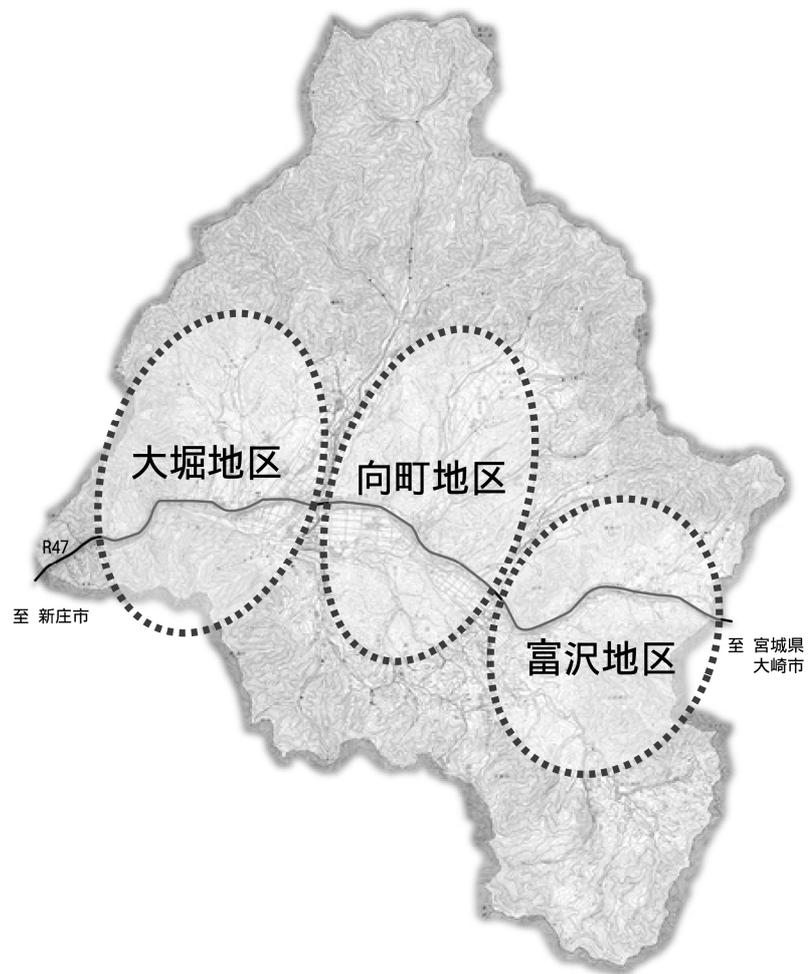
〈計画策定に際し実施した主な調査〉

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
2. 地域医療と介護に関する町民意識調査
3. 在宅介護に関する意識調査
4. 在宅介護実態調査

VI 日常生活圏域の設定

本町では、地理的条件をはじめ人口や交通事情等の社会的環境をふまえ、高齢者や要介護認定者を支える「地域包括ケア」推進の枠組みとして、本町の全域を一つの日常圏域として設定します。なお、施策や事業の実施にあたっては、より極め細やかな展開を図るために、旧中学校区を単位とする3つのコミュニティエリアをセカンドステージとして位置づけます。

〈最上町の日常圏域〉





第2章

高齢者等の現状と課題

- I 人口等の推移
- II 高齢者の状況及び意向
- III 第7次計画の重点施策をふまえた課題の整理



第2章 高齢者等の現状と課題

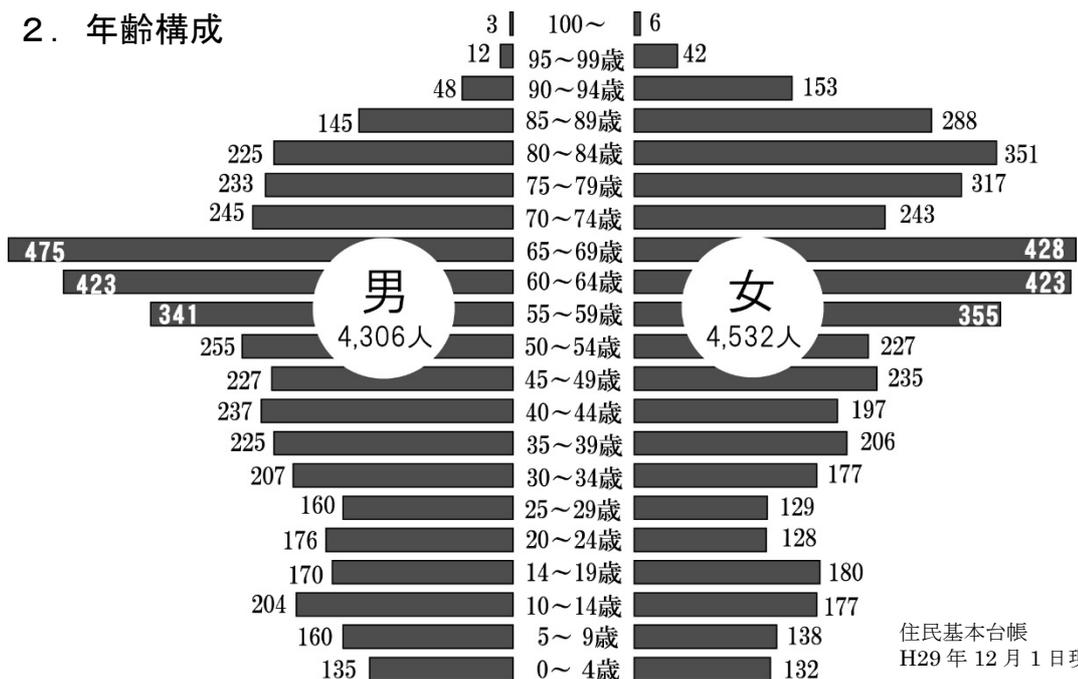
I 人口等の推移

1. 人口の構造等

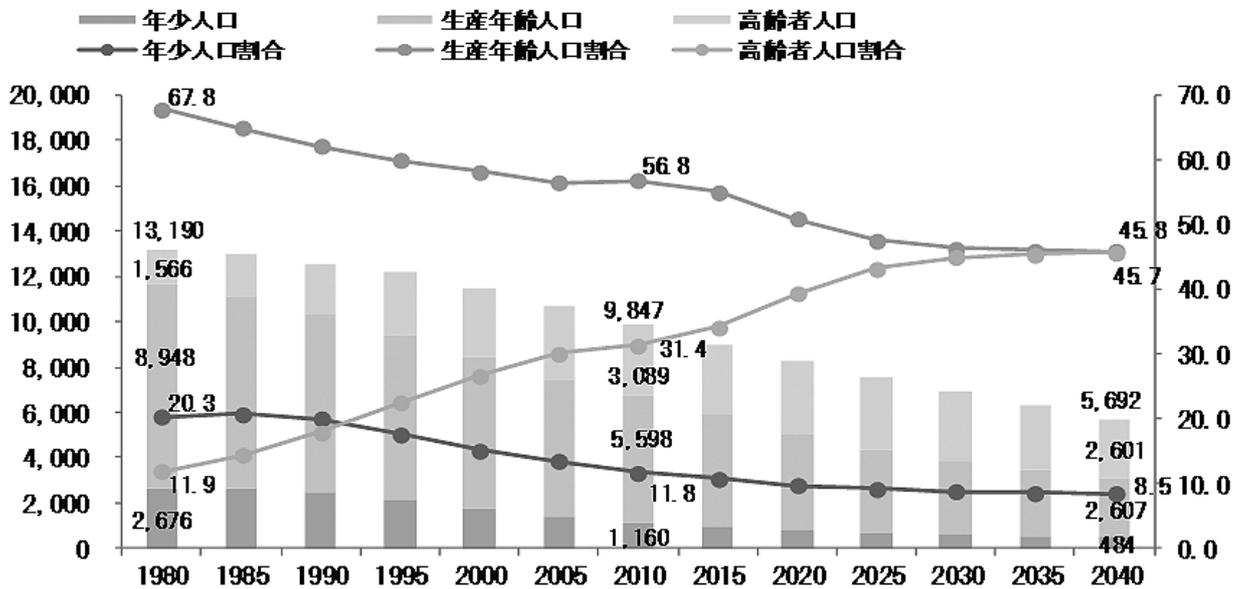
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総人口(人)	9,146	8,951	8,787	8,624	8,461	8,296
高齢化率(%)	34.35	35.50	36.57	37.53	38.62	39.30
65～69歳(人)	805	873	905	921	951	929
70～74歳(人)	471	466	488	507	533	638
前期高齢者計(人)	1,276	1,339	1,393	1,428	1,484	1,567
前期高齢化率(%)	13.95	14.96	15.85	16.56	17.54	18.89
75～79歳(人)	584	551	547	532	534	474
80～84歳(人)	597	602	577	573	538	493
85～89歳(人)	428	419	434	439	445	442
90歳以上(人)	257	267	262	265	267	284
後期高齢者計(人)	1,866	1,839	1,820	1,809	1,784	1,693
後期高齢化率(%)	20.40	20.55	20.70	20.98	21.08	20.41
第1号被保険者計(人)	3,142	3,178	3,213	3,237	3,268	3,280
第2号被保険者計(人)	3,157	3,047	2,937	2,827	2,717	2,607
対総人口比率(%)	34.52	34.04	33.42	32.78	32.11	31.42

※介護保険見える化システムより算出 ※2015・2016年度は実績値 2017年度以降は推計値

2. 年齢構成



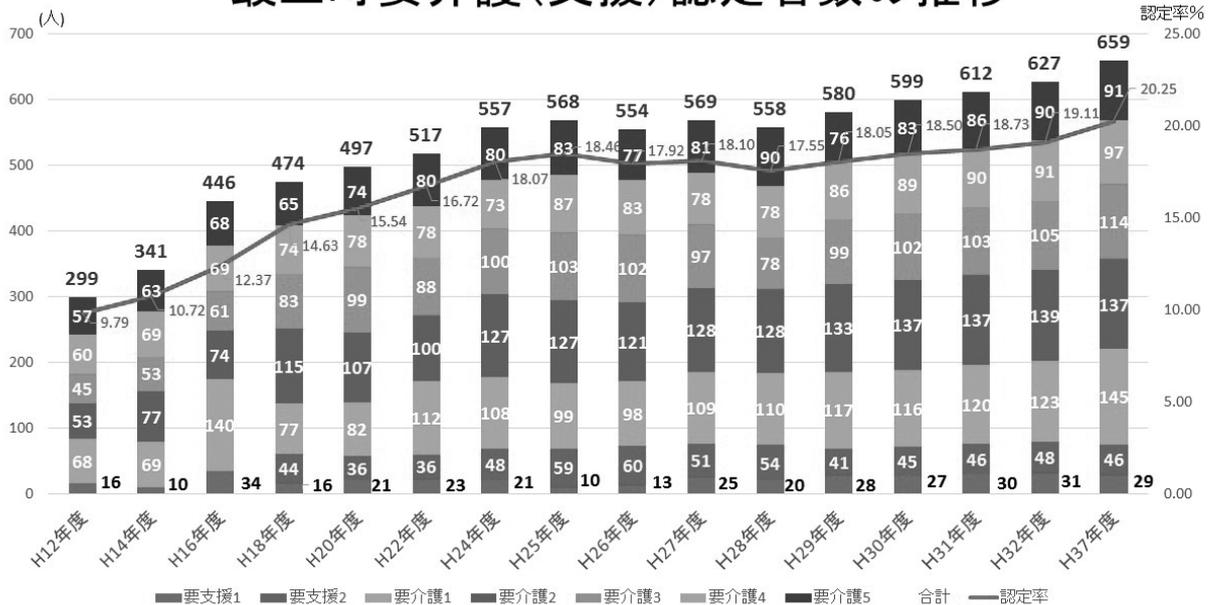
3. 年齢3区分による人口構成比の推移及び推計



※総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

4. 要介護(支援)認定者数の推移及び推計

最上町要介護(支援)認定者数の推移



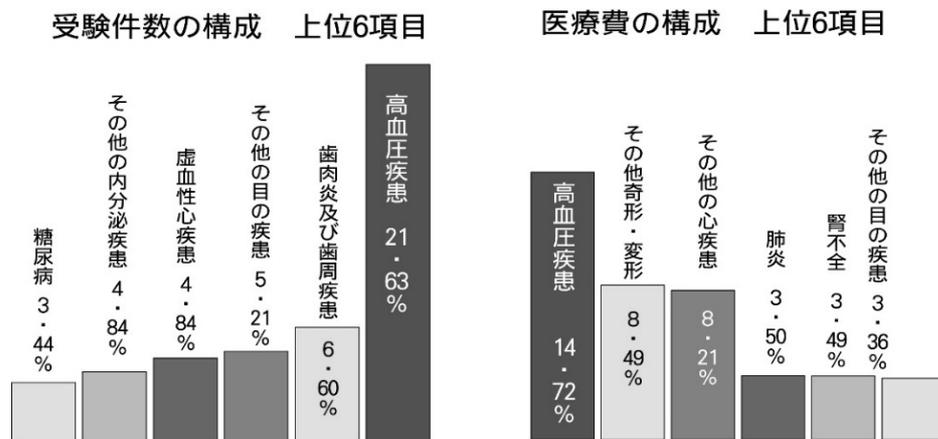
※介護保険見える化システムより算定

5. 高齢者のいる世帯の状況

区 分	2005 年	2010 年	2015 年
総世帯数	2,813 世帯	2,753 世帯	2,653 世帯
高齢者総世帯数と構成比率	1,996 世帯	1,939 世帯	1,910 世帯
	70.9%	70.4%	72.0%
家族と同居世帯と構成比	1,563 世帯	1,435 世帯	1,423 世帯
	78.3%	74.0%	74.5%
高齢者単身世帯と構成比	199 世帯	232 世帯	244 世帯
	10.0%	12.0%	12.8%
高齢者夫婦世帯と構成比	234 世帯	272 世帯	243 世帯
	11.7%	14.0%	12.7%

※平成 17 年、22 年、27 年「国勢調査」より

6. 後期高齢者の医療費の構成費 上位 6 項目



※「山形県後期高齢者医療疾病分類統計」平成 29 年 5 月診より

7. 考 察

(1) 人口の推移と人口構成の変化

住民基本台帳による本町の人口は、2017 年(H29 年) 12 月現在で 8,838 人となっており、うち男性 4,306 人、女性 4,532 人です。年齢別では、65～69 歳の年代層が男女共に最も人口が多く、団塊の世代と呼ばれる年齢層の構成比が顕著に高くなっている点が特筆されます。

今後の人口推計において、まち・ひと・しごと創生「最上町総合戦略」では 2025 年の人口が 6,516 人、2040 年では 5,160 人にまで減少するとされています。高齢

化率については、平成 29 年が 36.57%であるのに対して、2020 年度の推計値は 39.30%であり、今後 3 年間で 3 ポイント近く数値が上昇することが見込まれます。

さらに、人口構造で特筆される点として、20～44 歳までの若い世代が占める人口の構成比が低く、なかでも 20 代においては、生産年齢人口と年少人口をあわせたなかで最も人口の少ない世代であることが挙げられます。こうした人口構成の変化により、2030 年から 2040 年にかけて、老年人口と生産年齢人口の割合がほぼ等しくなるという現象が予測されます。

(2) 世帯の状況

本町の世帯数を国勢調査でみると、2005 年(H17 年)が 2,813 世帯であるのに対して 27 年が 2,653 世帯。10 年間で約 160 世帯が減少したことになります。一方で同期間における人口の減少数が約 1,700 人であることをふまえると、世帯数は“ゆるやかな減少傾向”にあり、この傾向が高齢者の単身世帯の増加として現れています。

(3) 後期高齢者の医療費と受診件数

後期高齢者の医療費の構成比をみると「高血圧性疾患」が 14.72%と最も高く、受診件数においても 21.63%であり、他の疾患よりも高い割合となっています。また医療費に占める割合で「その他奇形・変形」と「その他の心疾患」が共に 8%台となっており、前回調査と比べて大きな伸びがみられました。

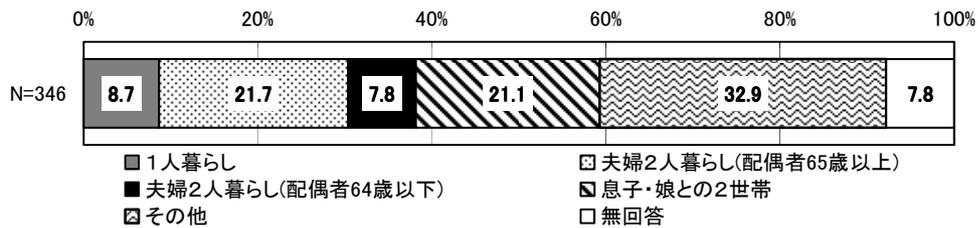
Ⅱ 高齢者の状況及び意向

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果より

(1) 調査対象及び回収数

- ① 調査の対象 平成28年12月1日現在で65歳になられた方で非要介護認定者
- ② 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ③ 票配布数と回収状況 〈配布数 400票 回収数 346票(86.5%)〉

〈回答者の家族構成〉



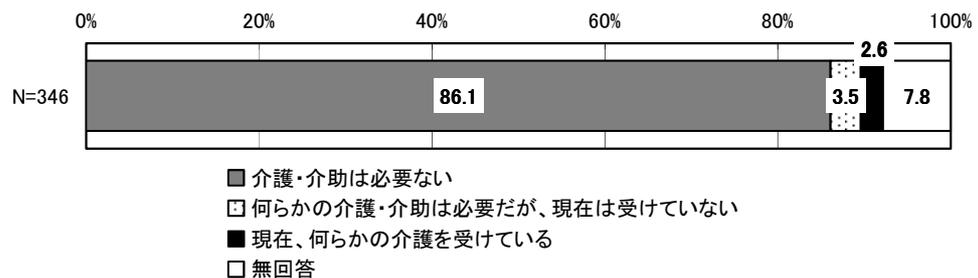
(2) 家族や生活状況

① 介護・介助の状況

ア 介護・介助が必要か？

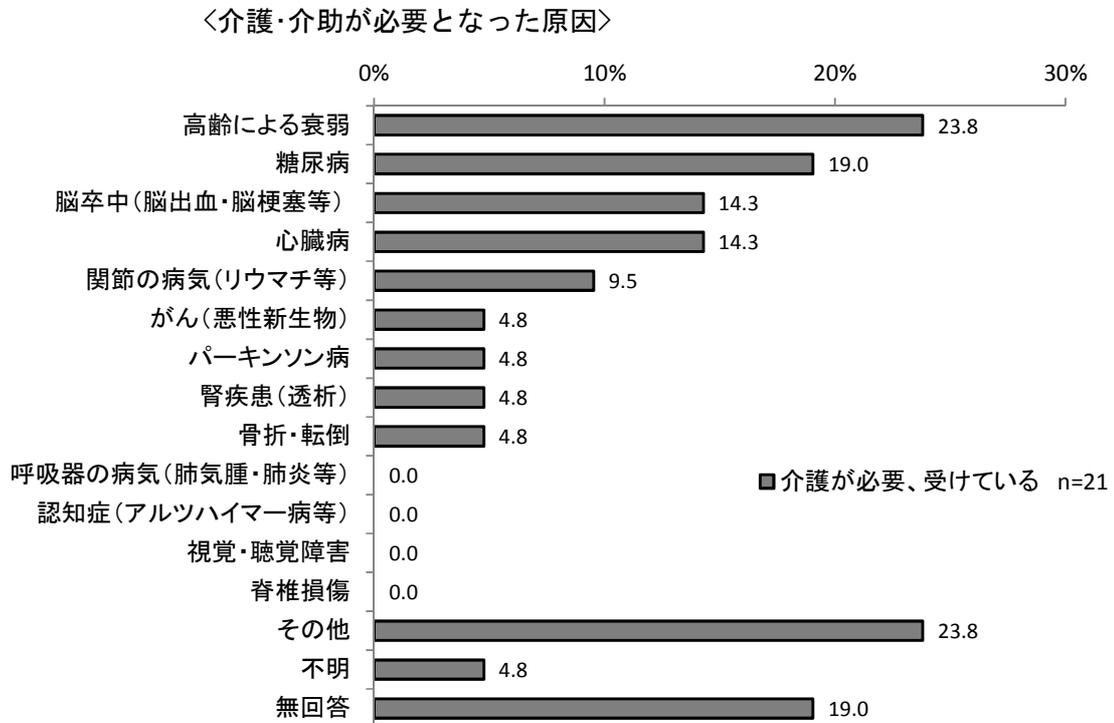
介護や介助の「必要がない」が86.1%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が3.5%、「現在、何らかの介護を受けている」が2.6%となっています。年齢別では、75歳未満では「介護・介助は必要ない」が9割強であるのに対して、75歳以上では6割台となっています。

〈介護・介助の有無〉



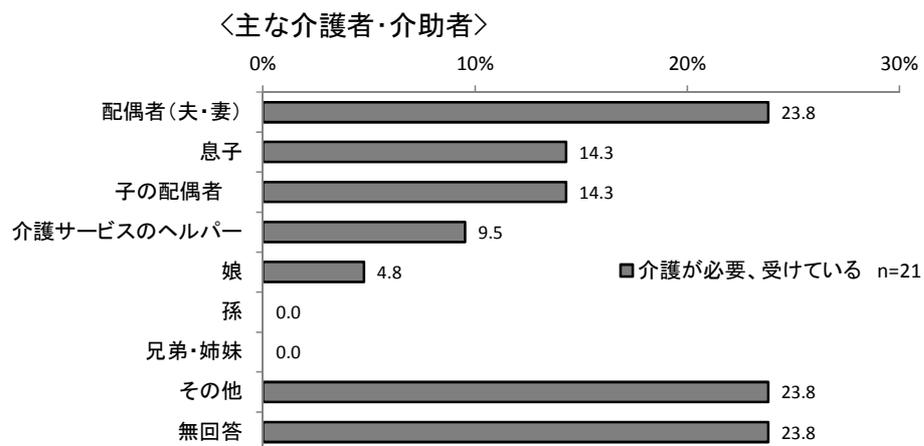
イ 介護・介助が必要になった原因は？

「高齢による衰弱」が 23.8%と最も多く、次いで「糖尿病」が 9.0%、「脳卒中」と「心臓病」がともに 14.3%となっています。



ウ 介護・介助を受けている人は？

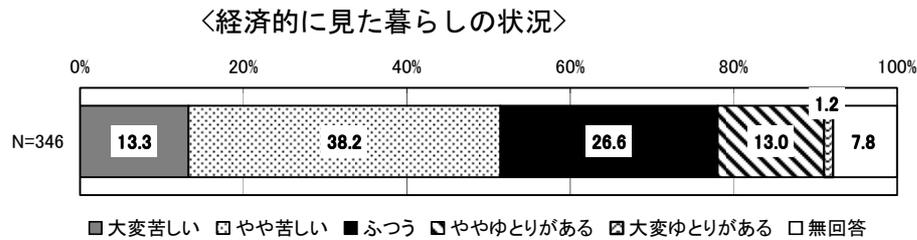
「配偶者(夫・妻)」が 23.8%と最も多く、次いで「息子」「子の配偶者」がともに 14.3%となっています。



② 暮らしの状況

ア 経済（家計）状況

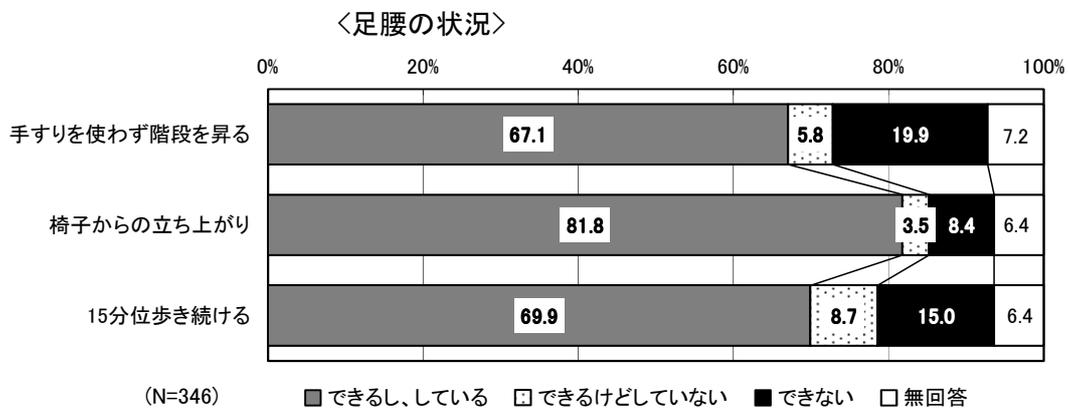
苦しい（「やや苦しい」または「大変苦しい」）の割合は51.5%。属性別では「健康状態が（あまり）よくない」や「介護・介助が必要な人」で「（大変・やや）苦しい」の割合が高くなっています。



(3) 体を動かすことについて

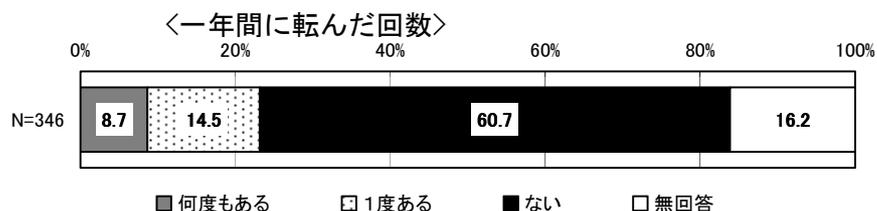
ア 足腰の状況

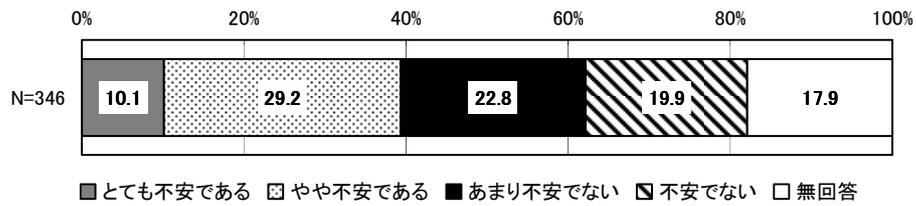
「できない」の割合では「階段を手すりや壁をつたわずに昇ること」が19.9%、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がること」が8.4%、「15分位続けて歩いている」が15.0%となっています。年齢別では75歳以上に「できない」の割合が高い傾向がみられます。



イ 転倒について

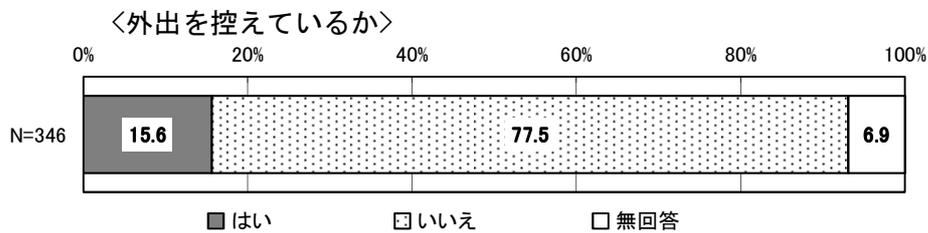
過去1年間に転んだ経験は、「1度ある」(14.5%)と「何度もある」(8.7%)を合わせた割合が23.2%。転倒に対して不安がある（「とても不安である」または「不安である」）割合は39.3%となっています。



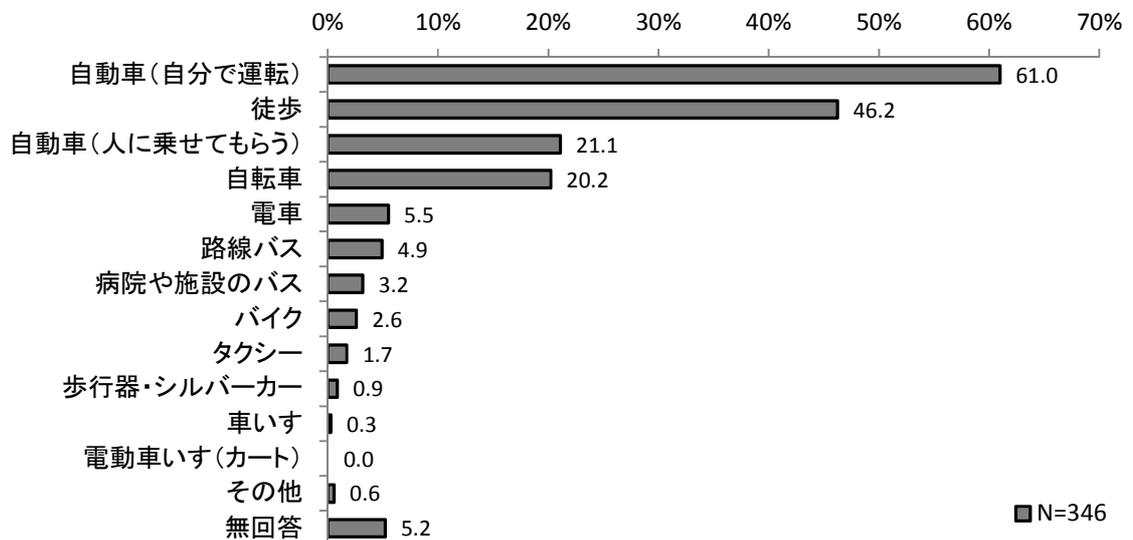


ウ 外出について

週1回以下(「週1回」または「ほとんど外出しない」)の割合は 19.4%。外出の回数が減っている(「減っている」または「とても減っている」)割合は 19.9%とであり、年齢が高くなるほど、外出の機会が減る傾向がみられます。



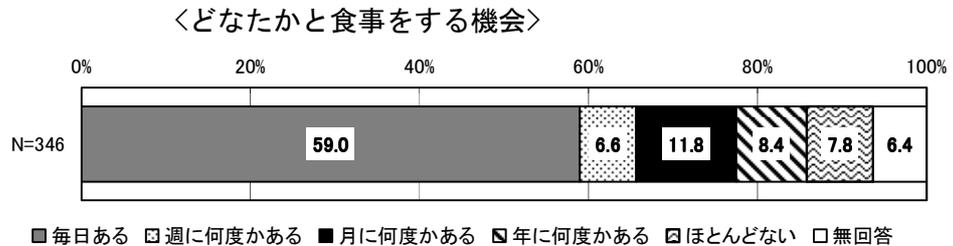
〈外出の移動手段〉



(4) 食べることについて

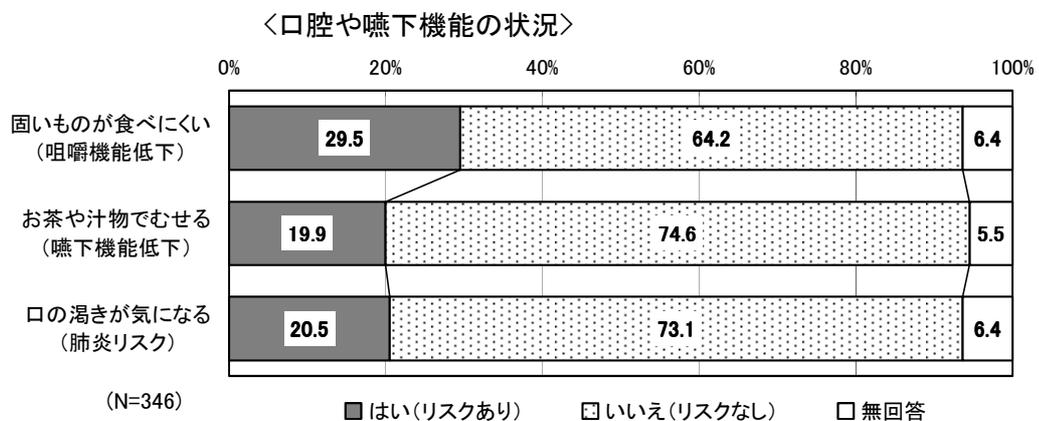
ア 食事をともにする機会

「年に何度かある」(8.4%)と「ほとんどない」(7.8%)を合わせた割合は16.2%。
「ほとんどない」の割合を家族構成別にみると、「1人暮らし」が22.2%となっています。



イ 口腔や嚥下機能について

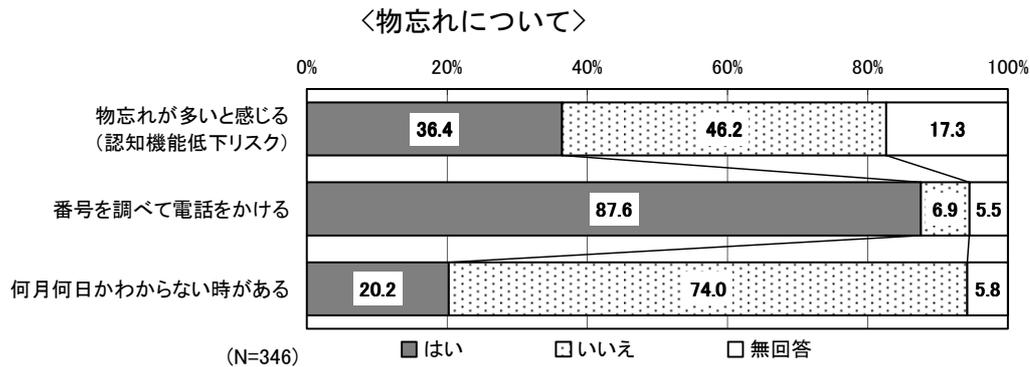
固いものが食べにくくなった(咀嚼機能低下)については、「はい(リスクあり)」が29.5%。お茶や汁物等でむせること(嚥下機能低下)については、「はい(リスクあり)」が19.9%。口の渇きが気になる(肺炎リスク)については、「はい(リスクあり)」が20.5%。年齢別では、年齢とともに「はい(リスクあり)」の割合が高くなり、特に85歳以上で高くなる傾向がみられます。



(5) 毎日の生活について

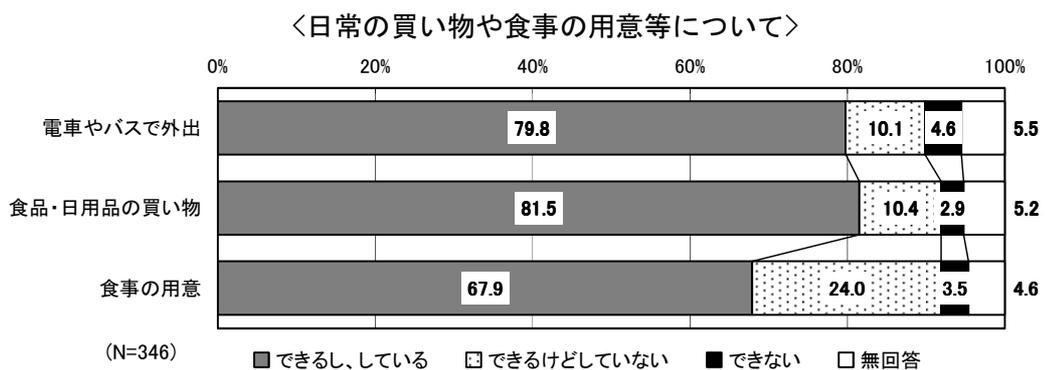
① 物忘れ

物忘れが多いと感じるかについては、「はい(感じる)／リスクあり」が36.4%。番号調べて、電話をかけることについては、「いいえ(かけていない)」が6.9%。何月何日かわからない時があるかは、「はい(ある)」が20.2%です。物忘れが多いと感じるか(認知機能低下リスク)を年齢区分別にみると、80歳未満と80歳以上とで「はい(感じる)」の割合の差がみられます。



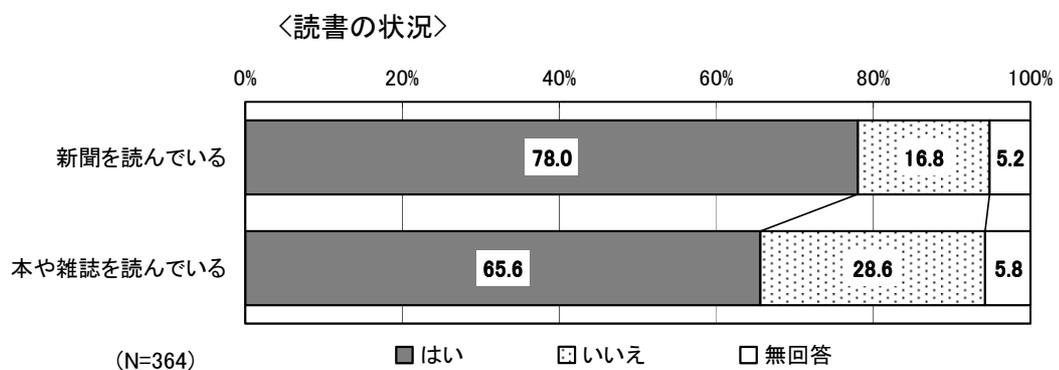
② 日常生活

日常の買物や食事の用意等について「できない」の割合は、「バスや電車で外出」が 4.6%、「食品・日用品の買物」が 2.9%、「食事の用意」が 3.5%。バスや電車を使って1人で外出について、「できない」の割合を年齢別にみると、「75～79 歳」では 3.6%であるのに対し、「80～84 歳」では 22.2%、「85 歳以上」では 25.0%と、80 歳以上での割合が高くなっています。



③ 社会動向や健康に対する関心

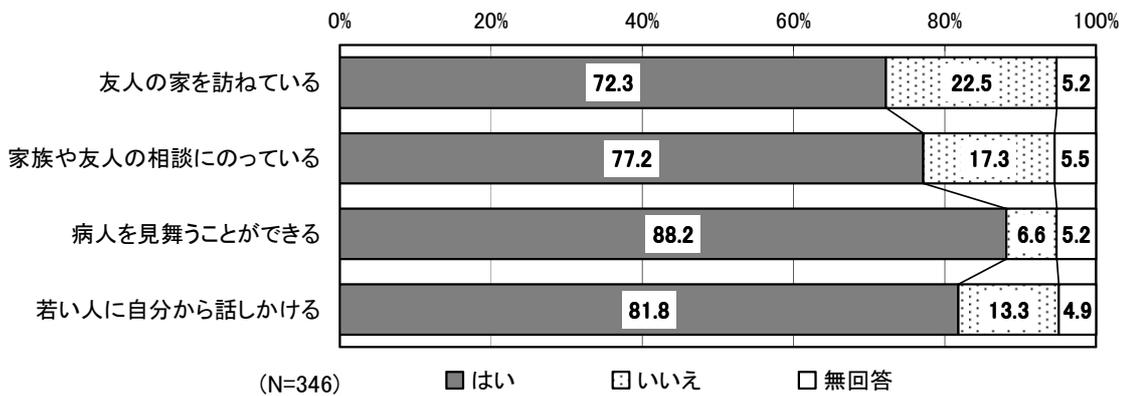
新聞を読んでいる割合は 78.0%。本や雑誌を読んでいる割合は 65.6%。「新聞」「本や雑誌」ともに、加齢とともに読んでいる割合は低くなっています。



④ 友人等との社会的関係

「いいえ(していない)」と回答された方は、「友人の家を訪ねている」が 22.5%、「家族や友人の相談にのっている」が 17.3%、「病人を見舞うことができる」が 6.6%、「若い人に自分から話かける」が 13.3%となっています。

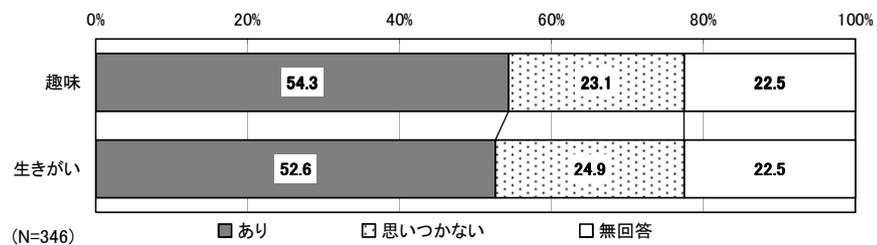
〈友人等との社会的関係〉



⑤ 趣味や生きがい

趣味がある人は 54.3%、生きがいがある人は 52.6%。主観的幸福度との関係では、幸福度の高い人ほど、趣味や生きがいがある割合が高くなっています。「趣味」の具体的な内容は、読書、野菜づくり、仕事、テレビ、旅行、手芸などが多く、また「生きがい」の具体的な内容は、孫の成長、仕事、子守などの記載が多くみられました。

〈趣味・生きがいの有無〉



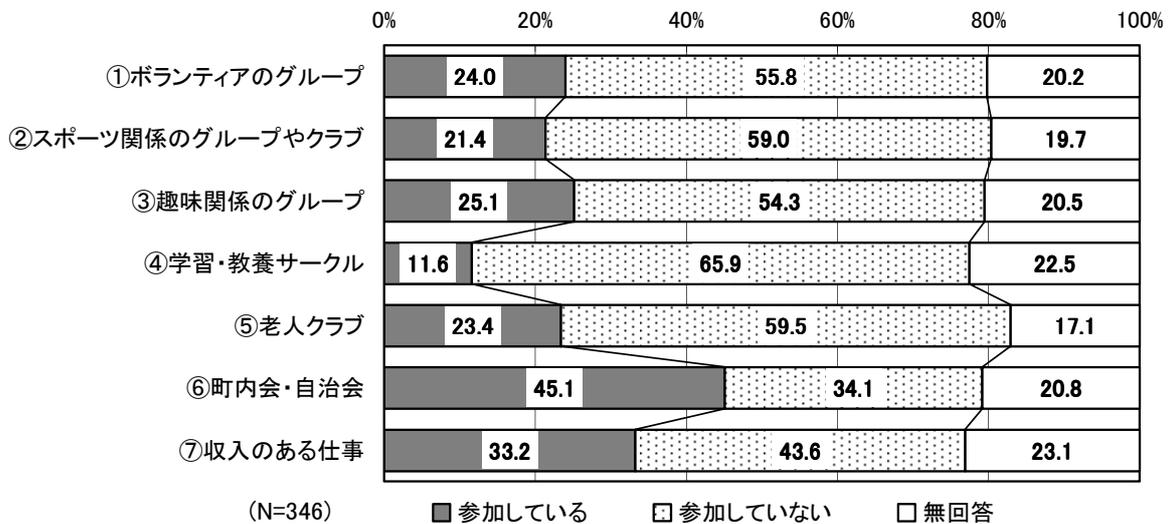
(6) 地域での活動

① 参加状況は

参加している割合が高いのは、「町内会・自治会」が 45.1%で最も多く、次いで「収入のある仕事」33.2%の順でした。参加頻度をみると、「収入のある仕事」で「週4日以上」の割合が高くなっています。

「町内会・自治会」の割合を年齢別にみると、「女性」(34.4%)よりも「男性」(56.6%)が高く、特に「男性 65～74 歳」が 60.9%と高くなっています。「老人クラブ」の割合は 75 歳以上(30%台)で高くなっています。また「収入のある仕事」の割合を年齢別にみると、「65～74 歳」では「男性」が 56.5%、「女性」は 26.6%でした。

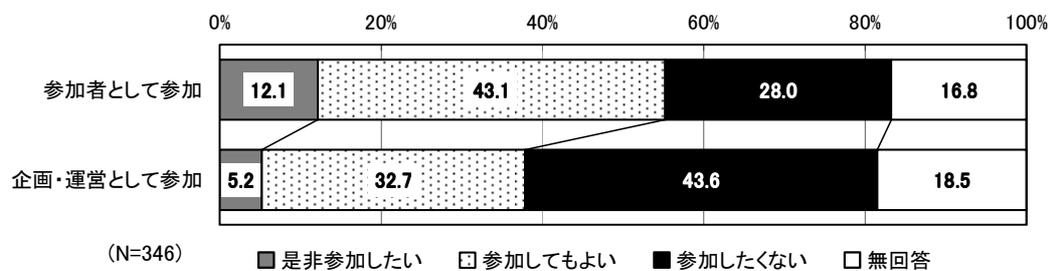
〈地域活動・グループ活動などへの参加の有無〉



② 参加への意向は

地域活動への参加意向では、「参加してもよい」(43.1%)と「是非参加したい」(12.1%)を合わせた割合は 55.2%でした。企画・運営者としての参加は「参加してもよい」(32.7%)と「ぜひ参加したい」(5.2%)を合わせた割合は 37.9%でした。また主観的幸福度が高い(9・10点)人では、「是非参加したい」の割合が高くなっています。

〈地域づくり活動への参加意向〉

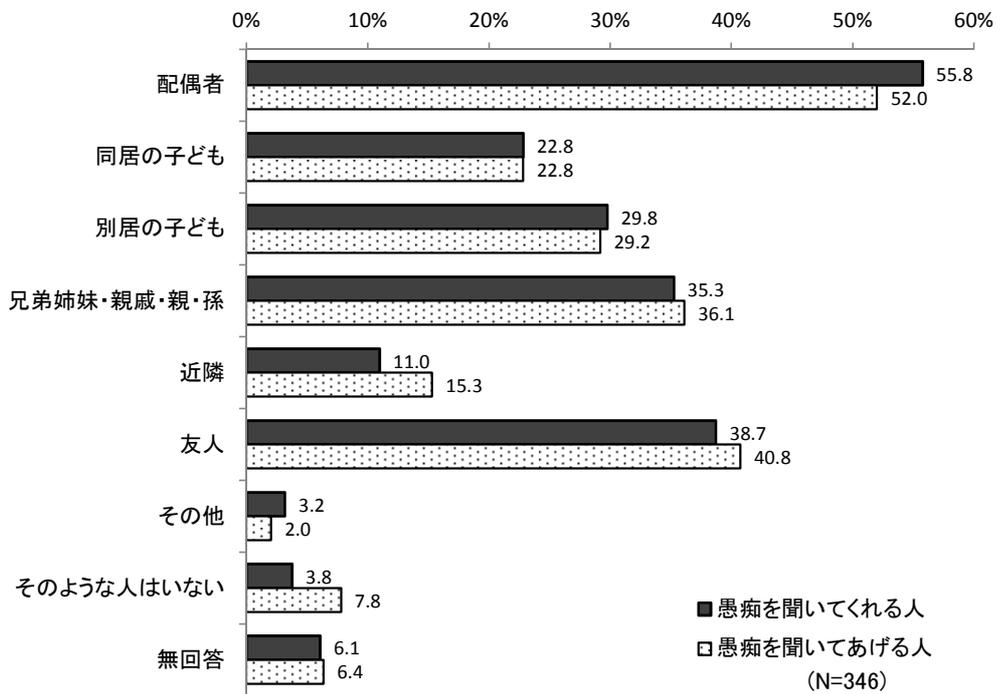


(7) 助け合いについて

① 相談相手は

相談相手で、愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人がともに「配偶者」が多く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「同居の子ども」「友人」の順となっています。愚痴を聞いてくれる人を男女別にみると、「配偶者」以外のすべての人で女性での割合が高くなっています。

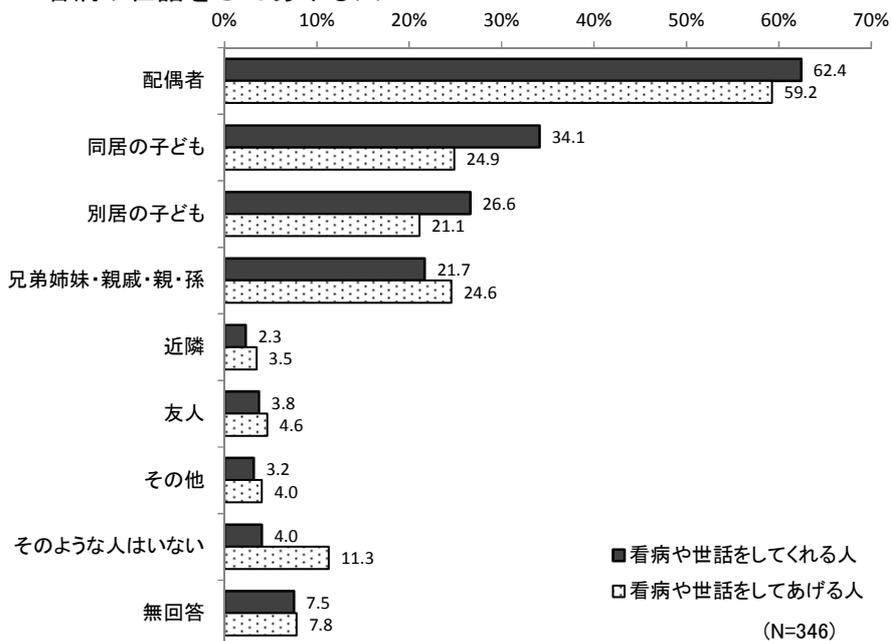
〈愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人〉



② 看病や世話をしてくれる人・してあげる人は

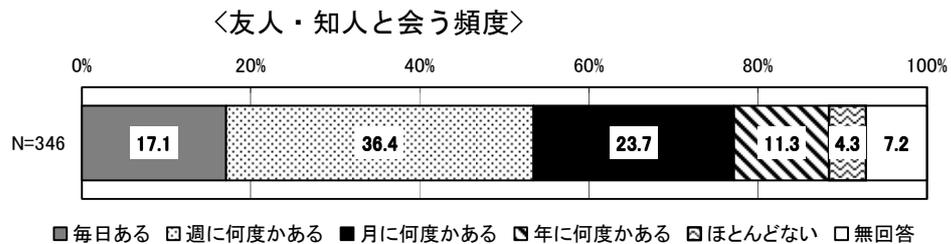
看病や世話をしてくれる人、看病してあげる人はともに「配偶者」の割合が高くなっています。次いで「同居の子ども」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が高くなっています。看病や世話をしてくれる人が「配偶者」の割合は「男性」が 77.7%、「女性」が 48.3%となり男女間で 30 ポイント弱の差がみられました。

〈看病や世話をしてあげる人〉



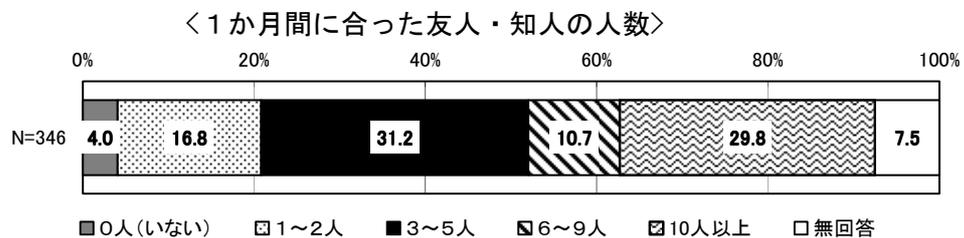
③ 友人や知人と会う頻度は

「週に何度かある」が 36.4%と最も多く、次いで「月に何度かある」が 23.7%、「毎日ある」が 17.1%となっています。一方「ほとんどない」(4.3%)と「年に何度かある」(11.3%)を合わせた割合は 15.6%。男女別にみると、女性(8.9%)よりも「男性」(22.9%)のほうが高くなっています。



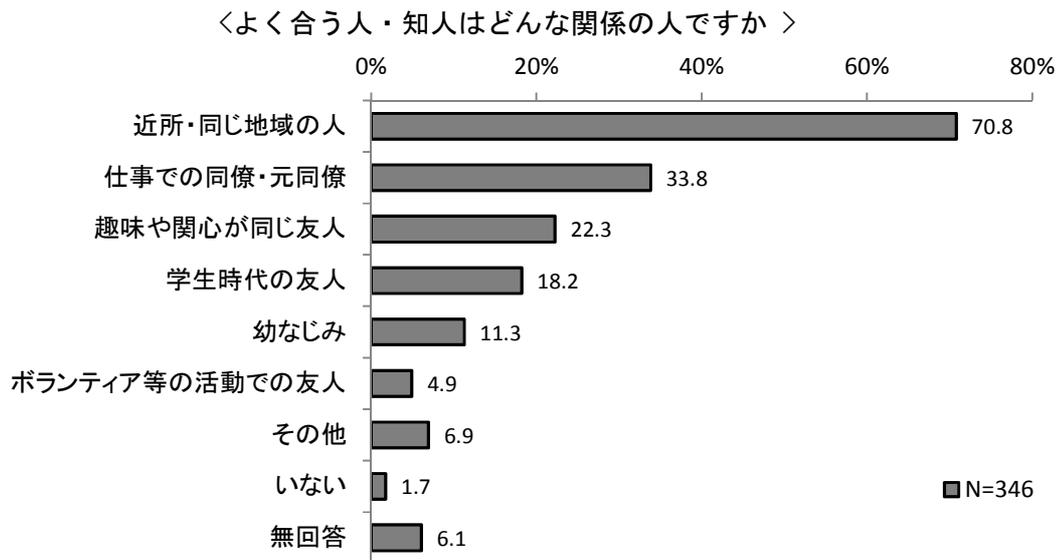
④ この1か月間で何人の友人・知人とあったか

「3～5人」が 31.2%と最も多く、次いで「10人以上」が 29.8%、「1～2人」が 16.8%となっています。「0人(いない)」の割合は全体では 4.0%。「1人暮らし」や「(介護・介助が)必要、受けている人」での割合が高くなっている。一方、「10人以上」の割合は、主観的健康感が高い人ほど、高くなっています。



⑤ よく会う友人・知人は

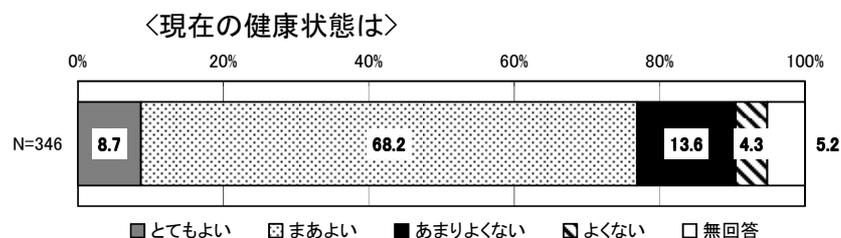
「近所・同じ地域の人」が 70.8%と最も多く、次いで「仕事での同僚・元同僚」が 33.8%、「趣味や関心が同じ友人」が 22.3%、「学生時代の友人」が 18.2%となっています。また「近所・同じ地域の人」の割合は、「男性」(62.7%)よりも「女性」(78.3%)の割合が高くなっています。



(8) 健康について

① 現在の健康状態

「まあよい」が 68.2%と最も多く、次いで「あまりよくない」が 13.6%、「とてもよい」が 8.7%。「とてもよい」と「まあよい」を合わせた割合は 76.9%。一方、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた割合は 17.9%です。男女全体での差はみられないものの年齢では「80～84 歳」で「あまりよくない」や「よくない」の割合が高くなっています。



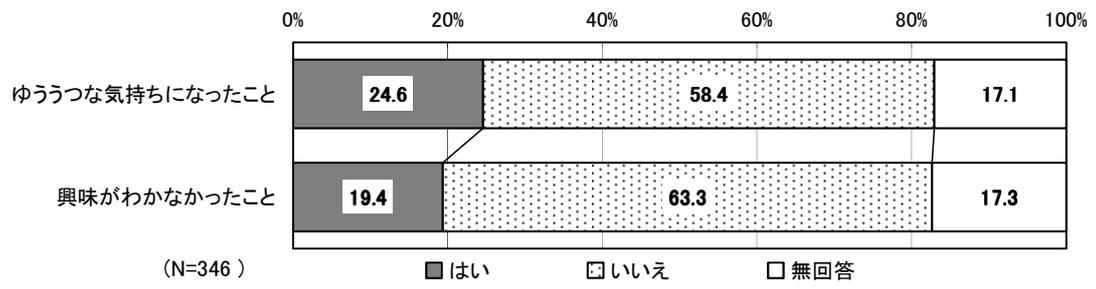
② 現在の幸福感は

「10 点(とても幸せ)」の割合が 17.7%、8点以上が 41.6%。「0点(とても不幸)」が 1.2%、3点以下の割合は 3.2%でした。また「0点」の割合を回答者の属性別にみると、主観的健康感が「よくない人」や「1人暮らし」での割合が高くなっています。

③ 気分が沈んだり、憂うつな気持ちになったことがあるか

「ある」の割合は、「気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすること」が 24.6%、また、「どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくある」が 19.4%でした。それぞれ「(介護・介助が)必要、受けている人」や、主観的健康感が「よくない」と回答した人で「はい」の割合が高くなっています。

〈こころの健康について〉



2. 地域医療と介護に関する町民意識調査

(1) 調査対象及び回収数

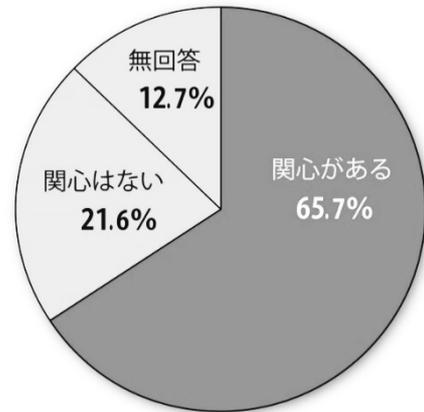
- ① 調査日 平成29年3月
- ② 調査の対象 20歳以上の町内在住者
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ④ 票配布数と回収状況 〈配布数 980票 回収数 566票〉

(2) 在宅医療や緩和ケアについて

在宅医療や緩和ケアについて「関心がある」と回答した人が65.7%、「関心がない」は21.6%でした。男女別では「関心がある」はほぼ同数でしたが「関心がない」では男性が女性より7.5ポイント高い数値となりました。

年代別では、60代の「関心がある」が76.1%と全年代のなかで最も高い数字を示す一方、20～40代では「関心がない」と回答した人が全体値を大きく上まわりました。

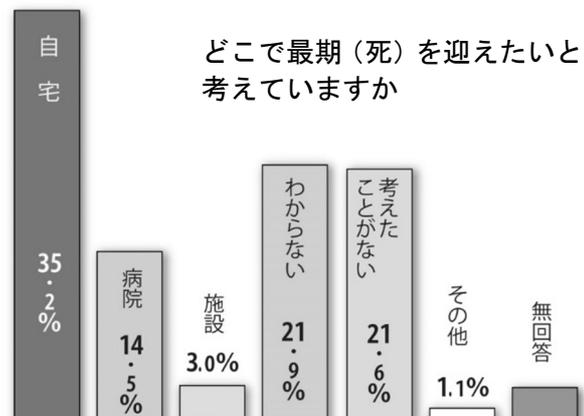
〈在宅医療や緩和ケアについて
関心がありますか〉



(3) 最期について

「自宅」と回答した人が35.2%と最も多く、続いて「わからない」21.9%、「考えたことがない」21.6%、「病院」14.5%、「施設」3%の順となりました。男女別では、「自宅」では男性が女性より11.2ポイント多く、「わからない」では女性が男性より7.3ポイント多い結果となりました。

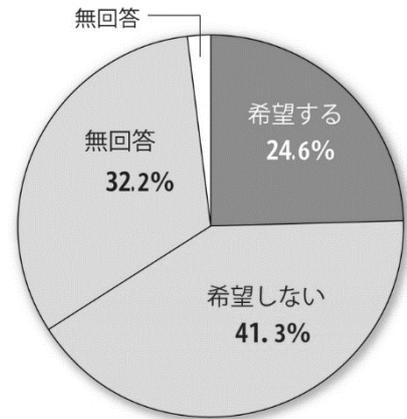
また、年代別では、「自宅」と回答した人が60代以降に多く、20～50代では「考えたことがない」に多くの回答が見られました。「わからない」で最も数値が高かったのは40代の30.6%でした。



(4) 在宅で療養や介護について

「希望する」が24.6%、「希望しない」41.3%となり、両者に16.7ポイントの差が見られました。男女別では、「希望する」が、男性が女性より11.7ポイント高く、逆に「希望しない」では女性が7.1ポイント高い

結果となりました。年代別では、「希望する」で最も多かったのが70代の41.9%であり、「希望しない」は、30~60代に全体値を超える回答が見られました。

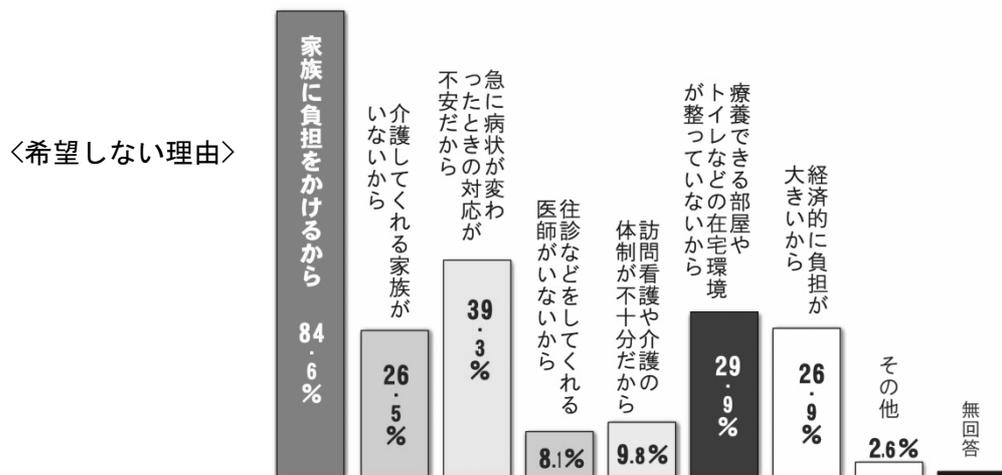


〈医療と介護が必要な状態になった場合
在宅での生活を希望しますか〉

(5) 在宅での療養や介護を希望しない理由

“在宅での医療や介護を希望しない理由”では、回答数の多いものから順に、「家族に負担をかけるから」84.6%、「急に病床が変わったときの対応が不安だから」39.3%、「療養できる部屋やトイレなどの在宅環境が整っていないから」29.9%、「介護してくれる家族がないから」26.5%となりました。

男女別では、全体的な傾向は大きく変わらないものの「介護してくれる家族がないから」では男性が17.4%に対して、女性は31.5%となっており、男女間に14.1ポイントもの開きが見られました。年代別でも「家族に負担をかけるから」と回答した人が最も多いが、60~80代以上が「介護してくれる家族がないから」と「急に病床が変わったときの対応が不安だから」に、他の年代より多くの回答があったことが特筆されます。

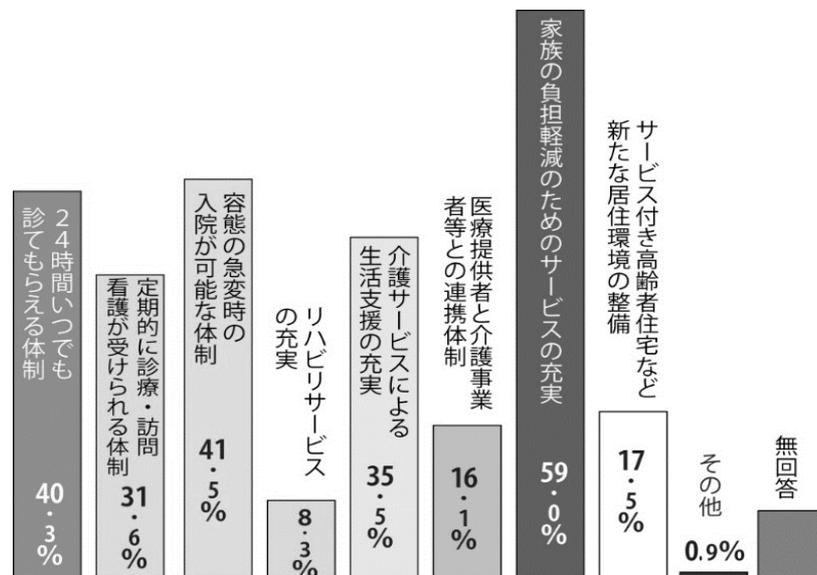


(6) 在宅医療や介護を充実させるために必要な取組み

「家族の負担軽減のためのサービスの充実」59%と最も多く、次いで「容態の急変時の入院が可能な体制」41.5%、「24 時間いつでも診てもらえる体制」40.3%、「介護サービスによる生活支援の充実」35.5%、「定期的に診療・訪問看護が受けられる体制」31.6%の順となりました。

男女別では、全体と大きな違いは見られなかったが、年代別に見ると、40～60 代の「介護サービスによる生活支援の充実」と「医療提供者と介護事業者等との連携体制」の回答が全体値を超えているほか、70 代以下の年代に「家族の負担軽減のためのサービスの充実」が全体値を超える結果となりました。

〈在宅医療や介護を充実していくには、どのような取組みが必要だと思いますか〉



3. 在宅介護に関する意識調査

(1) 調査対象及び回収数

- ① 調査日 平成28年12月
- ② 調査の対象 在宅での介護者
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ④ 票配布数と回収状況 〈配布数 199票 回収数 81票(40.7%)〉

(2) 集計結果

1 性別	男	女	無回答			
	16	63	2			
2 年齢	30歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
	2	3	23	33	11	9
3 続柄	夫	妻	子	子の配偶者	孫	その他
	7	14	25	33	2	2
4 現在の仕事	している	していない	無回答			
	37	40	4			
5 在宅介護の期間	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～6年
	3	13	11	9	6	9
	6～7年	7～8年	8～9年	9～10年	10年以上	無回答
	1	6	0	0	9	14
6 自身の体調	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	無回答
	6	7	48	11	7	2
7 自身の心の調子	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	無回答
	2	8	46	17	7	1
8 介護の状況	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上	
	1	2	11	39	28	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
	5	8	16	32	9	7
9 利用している介護サービス	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	医師の訪問	通所介護	通所リハビリ
	3	1	4	5	66	8
	訪問リハビリ	福祉用具レンタル	ショートステイ	小規模多機能		
	3	24	19	9		
10 住宅改修の利用	手すり取り付け	段差解消	床材変更	扉交換	便器交換	ない
	28	8	2	3	10	46
11 在宅での看取り希望	ある	ない	無回答			
	48	25	8			
12 在宅介護で必要と思うこと	講座・教室	家族を支援する仕組み ⁴	情報提供	情報交換の場	相談窓口の充実	体制の充実
	29	22	23	26	32	38
	その他					
	9					

Ⅲ 第7次計画の重点施策をふまえた課題の整理

1. 基本方針

地域包括ケアの充実によるぬくもりに満ちた生活支援の推進

2. 施策目標

- (1) 高齢者の尊厳を保ち生きがいのある生活を送ることができることを重視する。
- (2) 高齢者が「生涯現役」で活躍できる地域・社会づくりを目指す。
- (3) 高齢者が心身ともに健康でいきいきとした生活ができる事業展開を推進する。
- (4) 高齢者が要介護や要支援の状態になっても、安心・安全に生活ができるよう地域全体で支える体制を構築する。
- (5) 要介護者の方のニーズに合ったサービスと支援を、公平・平等に受けることができる体制と質の向上を図る。
- (6) 要介護者の方ができる限り慣れ親しんだ家・地域で住み続けることができるよう在宅サービスの充実と自立支援を行う。
- (7) 高齢者の健康づくり、介護予防、生活支援、社会参加、生きがいづくり事業を保健・医療・福祉の連携のもとに推進する。

3. 重点目標

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- ① 老人クラブが果たす役割は大きいものの、組織数や会員数の減少傾向が進んでいるため、対策の強化とサロンとの連携が求められています。
- ② 生きがい講座等の各種の高齢者大学をとおした生涯学習活動が活発に行われており、今後は更なる連携(学習プログラム設定等)が必要です。
- ③ 産業分野、特に農業や福祉分野との具体的な政策連携による就労確保対策が必要です。
- ④ 地域コミュニティ活動への積極的な参加・参画が求められています。
- ⑤ ボランティア活動とNPO活動との連携が求められています。

(2) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

- ① 日常生活に最も身近な集落での取組みをより充実していくために、担い手となる人材育成・確保等のサポート体制の充実が必要です。
- ② 健康意識をより一層高めるための各種啓発事業の充実が必要です。
※健康ポイント制度の見直し等
- ③ 食生活改善と口腔対策にむけた取組み強化が必要です。

(3) 地域包括ケアシステム充実・推進のための重点的取組み

- ① システム全容や目指すべき方向性について町民各層への浸透が必要です。
- ② 医療と介護とのさらなる機能連携が必要です。
- ③ 医療と介護の両領域におけるマンパワーの確保とケアシステムの推進体制における体制強化が必要です。

(4) 高齢者福祉サービスの充実

- ① 互助、共助のあり方について、新しい仕組みづくりを行う等、介護保険だけに頼らない“支え合い活動”の支援づくりが必要です。
- ② 在宅介護者への支援充実が必要です。
- ③ 移動手段の確保にむけて、新たな地域公共交通システムをはじめ多様な選択肢の開発が必要です。

(5) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ① 町の住宅政策との接点が希薄です。連携という視点ではなく“町として どう進めていくか”という視点に基づく計画が必要です。特に、空き家対策や公共施設の効果的な活用に向けた検討が急がれます。
- ② 新たな住み方、住まい方にむけた検討が急がれます。

第3章

政策目標及び重点施策

I 政策目標

II 重点目標及び施策



第3章 政策目標及び重点施策

I 政策目標

〈基本姿勢〉

健康な体・健康な心・健康な社会生活を目指す ウエルネスの推進

本町が標榜する“ウエルネスタウン構想”は、着想から今日まで四半世紀を超える年月を有しており、保健・医療・福祉の各領域における連携・協働・統合化にむけた基本指針として位置づけております。なかでも基本理念の『健康な体・健康な心・健康な社会生活』は、本町の“地域包括ケアシステム”の目指すべき究極の姿であると言えます。

よって本計画においては「第7次高齢者保険福祉計画」及び「第6期介護保険事業計画」の後続計画として位置づけられるものであることから、計画実行の基盤を支える基本姿勢については、さまざまな変革を加えながらも、これを引き継ぐものとします。

特にウエルネスタウン構想の『健康な社会生活』については、本計画の基本姿勢として着目すべきものです。高齢者が健康な社会を営むには、高齢者に限定した問題や課題に留まることなく、若者層を含む生産年齢層や年少年齢層との密接な関わりのなかで解決すべき点にあることを認識する必要があります。

まさしくこうした基本姿勢が『健康な社会生活』であり、これまで以上に“若者定住”をはじめ“地域の魅力づくり”等のまちづくりの視点・観点を重視していくことが求められています。

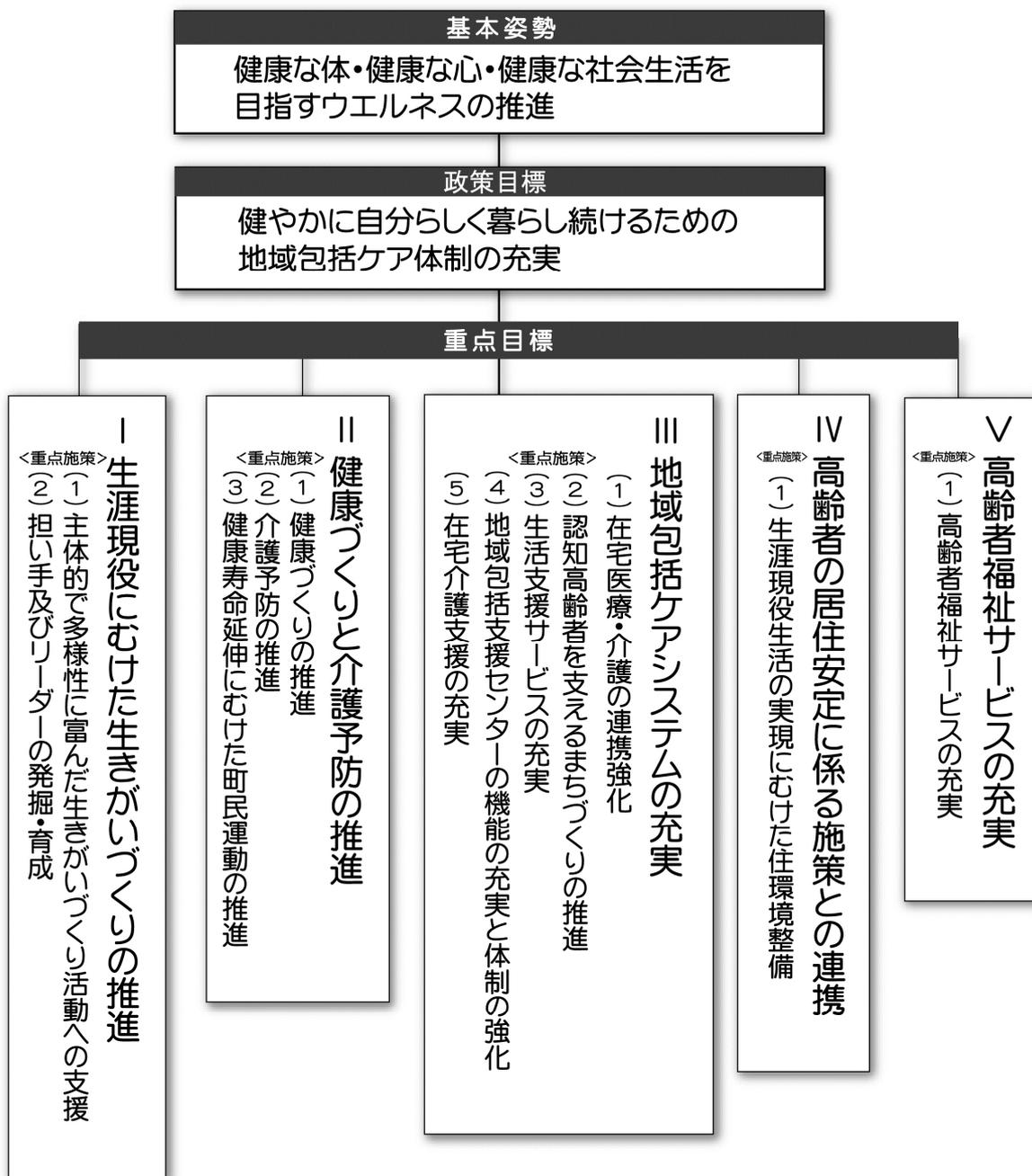
〈政策目標〉

健やかに自分らしく暮らし続けるための 地域包括ケア体制の充実

人口減少による縮小社会に加え、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する一方で、2025年には団塊の世代が後期高齢者となる超高齢社会が目前に迫る中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで暮らし続けられる地域環境の整備が喫緊の課題となっています。

このため、本計画の政策目標を「健やかに自分らしく暮らし続けるための地域包括ケア体制の充実」とします。本町内の高齢者の誰もが住みなれた地域で、その人生・生活・権利が尊重され、主体的に自立した生活を安心して送ることができるとともに、地域の人々との連携・協働のもとに支え合いながら、健やかな暮らしづくりにむけて、地域包括ケア体制の深化・充実を目指した取り組みに着手しなければなりません。

施策の体系



Ⅱ 重点目標及び施策

1. 生涯現役にむけた生きがいつくりの推進

(1) 主体的で多様性に富んだ生きがいつくり活動への支援

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるには、健康寿命の延伸を目標に自立した生活スタイルを維持し続けることが大切です。くわえて今後は人口構成の一層の変化により、就労面や地域での自治活動やコミュニティ活動等において、これまで以上に高齢者の生きがいつくりにつながる地域参加が求められており、こうした社会的ニーズへの確に込えられるような環境整備が求められています。

今後は従来の定義に基づく“高齢者像”に固守せず、町民の総意に基づく本町独自の新たな定義付けと仕組みづくりが必要です。同時に、農業や福祉分野を主にした就労人口の確保対策(コミュニティビジネスを含む)をはじめ、文化的な楽しみを含めた趣味や生きがい創出にむけた活動、さらに地域自治や地域コミュニティ活動等の多様性に富んだ地域活動を定着化することで、生涯現役生活にむけた生きがいつくりを推進します。

また、貴重な地域資源である“温泉”を活用した取組みを積極的に展開するとともに、集落を単位に継続して開設されているサロン活動においては、男性の参加促進や開催回数の増加等、今後の発展的な運営にむけて所期の目的を再確認するとともに、場の設定やプログラム開発、広報・啓発活動の充実、担い手育成などの体制整備を支援していきます。

(2) 担い手及びリーダーの発掘・育成

多岐にわたる高齢者の地域参加活動を大別すると、就労やボランティア活動、自治会活動、趣味等の生きがいつくりの分野と、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の担い手となる分野に大別されます。

これらの分野において、高齢者自らが主体的に活動し得る良好な環境を構築するために、担い手とリーダーの確保が不可欠であり、併せて自己啓発の支援にむけた取組みが必要です。

このため、旧中学校区等を単位とする学習機会の場の充実を図るとともに、高齢者の豊かな人生経験や長年培ってきた専門的な知識・技能を活用するための人材登録制度の創設にむけて準備を進めます。

また、社会福祉協議会が主体となって推進するボランティア等の担い手の発掘、養成、支援に重点を置いてまいります。

2. 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

年々平均寿命が伸びる中、高齢者がいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸にむけた取組みが重要です。第2次ウエルネスタウン最上21では、その基本理念を「あなたが主役・健康で豊かな文化の町づくり」とし、町民一人ひとりが生涯にわたり、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めていくこととしています。

このなかで高齢者の健康づくりでは、認知症対策の充実をはじめ運動機能の維持・向上対策の充実、社会参加の推進、生活環境の整備、健康意識の高揚を重点施策とし、関係機関との連携を図りながら取組みを実践しており、今後もこの取組みを継続するものとしします。

高齢者における健康意識面では、健康ポイント制度の運用により高まりつつあるものの、より一層の高揚を図るためにも若年期からの継続した健康の維持・増進への取組みが重要であり、そのためにも健康ポイント制度の見直しが必要です。

また、いきいき百歳体操教室の推進等による高齢者の筋力増進、歯・口腔の健康・栄養・食生活等の生活習慣の改善、さらに精密検査や特定健診と併せたがん検診の受診率向上においても、これまで以上に力を入れて取組みます。

(2) 介護予防の推進

第6期計画では、地域包括ケアシステムの充実をさらに進めるため、地域支援事業の枠組みを活用し、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一次予防事業）に取組み、高齢者が健康で安心して日常生活を送るために、自立して生活することに不安のある方や要支援の方が要介護状態にならないよう、保健分野の生活指導と福祉分野の生活支援に重点を置いてまいりました。

第7期計画では、保健・医療・福祉の総合施設であるウエルネスタウンプラザを介護予防の拠点として、健康増進に関する取組みを軸に、健康な人から病気療養中の人、障害をもつ人など、あらゆる町民に生涯をとおして健やかな生活が送れるようサービスを提供します。

(3) 健康寿命延伸にむけた町民運動の推進

人口減少と2025年問題に係る人口構造の変化、さらに国の社会保障制度の改革が進むなか、住みなれた身近な地域で健やかに自分らしく暮らし続けるためには、健康寿命の延伸にむけた町民運動としての取組みが必要です。

このため、町民、関係機関や団体、行政等の主体がそれぞれの役割を認識するとともに、より具体的で分かりやすい目標のもとに連携・協働し実践する仕組みづくりに着手します。

3. 地域包括ケアシステムの充実

(1) 在宅医療・介護の連携強化

今後、後期高齢者数の増加と比例して、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者、介護認定者数の増加が予測されるなか、潜在的な町民意識として“施設志向”や“施設偏重”が依然として高い状況が見られます。

本町では、ウエルネスタウン構想を基本に、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの基盤整備を行っていますが、ウエルネスタウンでの施設内連携のみならず、在宅での療養・介護に係る体制の整備が強く求められており、医療的ケアの必要な高齢者を在宅で支えるための医療と介護の連携は不可欠です。このため、緩和ケアや在宅医療の資源情報を調査・集約し活用しやすくするなど、情報共有や情報提供システムをはじめとする連携のあり方について関係団体と検討していきます。

また、地域包括支援センターを核にしなが、地域ケア会議の充実をはじめ、病院等の医療機関や介護支援専門員などの介護・福祉の相談援助職との定期的な交流や情報交換を密接に行う機会を設ける等、高齢者の入院中から在宅生活を見越した支援や在宅生活へのスムーズな移行と在宅での療養環境の整備を図ります。

さらに今後は、サロン活動や生涯学習活動の場等をとおして、より自分らしい人生を送るための終活(人生の終わりを考える活動)にむけた啓発活動を行います。

(2) 認知症高齢者を支えるまちづくりの推進

認知症高齢者が家族や地域住民とともに、住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すために、引き続き以下の施策を重点に推進します。

- ① 認知症サポーターの養成を充実させ、保健・医療・福祉・教育との連携による認知症予防活動と認知症の正しい知識の普及を図りながら、予防強化に努めます。
- ② 認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した「認知症ケアパス」を作成し、認知症高齢者及び家族に対する情報提供と生活支援を行います。また認知症初期集中支援チームによる認知症の初期集中支援を行い、適切な介護サービスの提供と介護者のサポートに努めるとともに、保健師や地域包括支援センターの相談、訪問活動等を通して、早期から本人、家族との関わりをもち、寄り添った支援を行います。
- ③ 問題行動、精神障害症状の中度・重度認知症者の対応として、介護支援専門員や地域包括支援センターを核として専門医との適切な連携及び支援をとおして、家族の介護負担軽減を図ります。
- ④ 認知症高齢者の支援には虐待防止や金銭管理等の権利擁護等、専門的な知識と能力を必要とします。対応する介護支援専門員や介護者の知識と技術向上のため積極的に研修会・講習会等の企画や情報発信を図ります。
- ④ 認知症高齢者は徘徊などの問題行動も多く、事故などの危険性も高くなっているため、地域での見守り体制の構築にむけて関係機関との連携・協働を推進します。

(3) 生活支援・介護予防サービスの充実

高齢者の生活を支援するサービスは、量的な確保だけでなく、多様な内容が必要となっています。従来の介護保険制度によるものだけでなく、毎日の生活を支えるための、きめ細かな支援に向け、地域の社会的資源を開拓し適切につなげるための調整が必要です。

第6期の介護保険制度改正において、要支援者に対するサービスを加えた総合事業が平成29年度に完全移行しました。第7期においては介護予防・生活支援サービス事業をとおして、地域の実情に応じた多様な実施主体による柔軟なサービス提供にむけた体制を推進します。

さらに平成29年度から、地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」機能を有しております。生活支援コーディネーターは地域の課題やニーズに対し対応策を検討することや地域の活動団体や社会資源に関する情報を把握・整理し、また、新たな発掘を行うことで生活支援・介護予防サービスの充実を図ることや、地域の住民組織、ボランティアなど多様な主体とのネットワークを構築することで日常的な連携・協働の支援体制を整えることなど、地域包括ケアシステムを円滑に機能させる役割を担っています。

今後は、町全域を一つとする第1層をステージにしたコーディネーター機能の充実にくわえ、旧中学校区を単位とする第2層での取組みについても進めてまいります。また、生活支援・介護予防サービスの資源開発をはじめ関係機関・団体との連携強化の場とする「協議会」を設置します。

(4) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは本町の地域包括ケアの中核を担う機関であり、高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯や、様々な課題を抱える家庭が増加するなか、相談件数も増え、その内容も複雑化してきています。

これらの課題に的確に対応するために、さまざまな関係機関と連携し、適切な支援に結び付けることが必要です。また、介護保険事業のうち包括的支援事業に位置付けられる介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の推進などに取り組んでいますが、利用者の視点に立った質の高い支援を行うために、地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの役割がより一層、重要となっています。

このため、今後は地域包括支援センター機能の充実にむけた体制強化が必要であり、特に介護支援専門員や保健師等の専門職員の増員が必要です。

(5) 在宅介護支援の充実

高齢者を在宅で介護する家族の心身の負担は大きく、また介護に対する不安を抱える人も多いことから、それらの負担や不安を少しでも取り除くために、地域包括支援センターをはじめとした相談体制の充実と必要な情報が適宜得られる環境を整える必要があります。

また、家族介護者が介護技術や支援サービスなどを学んだり、同じ家族介護者との交流ができる機会や必要なメンタルサポートが受けられる等、できるだけ家族介護者の負担を減らして在宅介護が続けられるよう支援していく必要があります。

4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

(1) 生涯現役生活の実現にむけた住環境の整備促進

高齢化の進展に伴い、要介護や要支援認定を受けた高齢者や生活機能の低下により、今後、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。また、家族類型別の世帯の状況において、「高齢夫婦のみの世帯」や「高齢単身世帯」が増加すると見込まれています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に見られるように、家計が少なからず苦しいと感じている高齢者が半数近くに達しており、この点についても今後、着目していかなければなりません。

こうした中、従来は家族が担っていた高齢者の生活や住まいについて住宅を整備することによる自立した生活、社会サービスによる在宅支援を受けた生活、機能分化された多種の施設への居住による生活、血縁に縛られない扶助的な共同生活などの選択肢の広がりが必要とされています。

このため今後は住宅施策と福祉施策との連携をより一層密にし、空き家や遊休施設等の活用を含めた高齢者の新たな住み方・住まい方にむけた居住環境の整備を進めます。さらに医療や介護を必要とする高齢者が、より自立した生活を早期に送れるようにするための居住環境についても併せて進めていきます。

5. 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢社会を心豊かで活力あるものにするためには、高齢者の生活支援に対するニーズを把握し、高齢者の主体的な参加を含めた地域住民による新たな活動の創出や、既存の活動の拡充や連携に努め、見守り・支え合い体制の一層の充実が必要です。

このため、町内3地区におけるコミュニティ組織との連携を強め、介護保険に頼らない互助・共助による地域福祉機能の充実を図るとともに、地域における人材の発掘や育成に努め、地域住民自らが積極的かつ主体的に活動できる環境づくりを進めます。

また、公共交通事業を取り巻く環境が厳しさを増している中、地域の活力を維持・強化するためには公共交通ネットワークの確保が重要であることから、高齢者の外出支援にむけた総合的な交通手段の確保に努めます。

さらに災害発生時の対応として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などで実効性のある避難支援に役立つよう引き続き広報・啓発活動に取り組むほか、高齢者が被

害に遭いやすい犯罪などの防止のための啓発や防犯体制の強化と交通安全対策の推進を図ります。

冬期間における除排雪をはじめとする雪国の生活は、高齢者の日常生活に大きな負担となっています。軽度生活支援事業での屋根の雪下ろし支援や互助・共助による支え合いをベースとする間口除雪支援事業等の施策に重点を置いてまいります。



第4章

具体的な取組み

- I 生涯現役にむけた生きがいつくりの推進
- II 健康づくりと介護予防の推進
- III 地域包括ケアシステムの充実
- IV 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- V 高齢者福祉サービスの充実



重点目標1 生涯現役にむけた生きがいづくりの推進

1 主体的で多様性に富んだ生きがいづくり活動への支援

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 今後の少子高齢化と縮小社会の進展による人口構成の変化に適応すべく、これまでの“高齢者像”にとらわれない“生涯現役生活”を目標にした生きがいづくりにむけた機運を醸成します。
- ② 高齢者のニーズを捉えながら、講座・イベントの開催、老人クラブの活性化、サークル等による文化的な活動の推進、さらに子どもたちとの世代間交流などを図り、高齢者の活動の場を拡大することにより、生きがいづくりを推進します。
- ③ サロン活動の充実にむけて、場の設定や男性の参加促進、運営体制の強化等の環境整備を進めます。
- ④ 高齢者の生きがいづくりと密接に関係する就労の場の確保や地域活動への参加の場の確保に努めます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
集落将来ビジョン具現化にむけた支援	町内全域で策定の「集落将来ビジョン」の進捗状況を把握するとともに、問題・課題等の情報を共有し、解決にむけて具現化を支援します。	・まちづくり推進室 ・教育委員会 ・農林課 ・健康福祉課 ・交流促進課 ・社会福祉協議会 ・コミュニティ推進会議
地区単位における生涯学習活動の充実	町内3地区で開設する学級講座等の公民館事業で、健康講座や介護予防講座、生きがい創出にむけたプログラムを一層充実し、高齢者とこれから高齢者になる人の健康増進を推進します。	
地域での協働の仕組みの構築	町内3地区を基本単位区とする、互助・共助の仕組みづくりにむけた協働体制の構築を図ります。	
地域営農ビジョン具現化にむけた支援	高齢化対策を含む地域農業者の担い手の確保、農地集積等をはじめとする持続可能な「地域経営」にむけて、話し合いの場の創出や情報提供等の支援を行います。	
サロン活動の充実にむけた支援	サロン活動への男性の参加率向上や場の設定、運営体制の強化にむけて支援します。	
コミュニティビジネスの普及・推進	互助・共助の機能充実にむけて、高齢者が有する豊富な知識や技術をコミュニティビジネスとして、成長するよう推進します。	
各種団体への支援充実	町内の文化団体や教育機関、NPOなどと連携を深め、多彩な内容の講演会や講座を開催します。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
地区単位による学級講座の開催総回数	3回	6回	6回
〃 総参加者数	110人	210人	250人
サロン活動や集落内でのイベント等の一月あたりの開催が複数回を占める集落の割合	60%	70%	80%
集落将来ビジョンの実践にむけた情報交換の場の設定回数	1回	1回	1回

2 担い手及びリーダーの発掘・育成

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 豊富な知識や経験をもつ高齢者自身が地域社会の活動に取組み、地域を支える大きな力となるよう、人材育成を主体とする環境整備を図ります。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
人材登録制度の創設	3地区単位による学級講座やコミュニティ推進会議等での検討をとおして、人材登録制度の導入にむけて環境整備を進めます。	・まちづくり推進室 ・健康福祉課 ・教育委員会
各種リーダー養成講座の開設	健康づくりをはじめ福祉や介護、芸術文化、ボランティア等の幅広い分野において、関係機関・団体と連携し、リーダーの発掘・育成を図ります。	・社会福祉協議会 ・コミュニティ推進会議 ・NPO等

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
人材登録制度の導入・運用にむけた検討会議	2回	2回	2回
各種リーダー養成講座の開催回数	3回	3回	3回

重点目標2 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健(検)診の目的・重要性などについて積極的に周知を図るとともに、受診率の向上にむけて、さまざまなライフスタイルに合わせた受診しやすい健(検)診体制等について検討します。
- ② 健康づくりを推進するため、健康教室やスポーツ大会等の機会の充実に努めるほか、介護予防事業などの関連事業と連携し、事業内容の充実に努めます。
- ③ 若年期からの実効性の高い健康意識の向上を図るために、健康ポイントの制度改善に着手するほか、若年層への健康教育の充実に努めます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
もっと元気になる講座の開催	医師をはじめとする専門家による健康講座を開催し健康についての知識の習得をはかります。	・健康福祉課
検診受診率向上の推進	自身の健康状態を理解し健康管理を行っていくことで、効果的な病気の予防を図っていきます。	
健康意識を高める環境の整備	健康ポイントを活用し運動習慣獲得のきっかけづくりをさらに進めていきます。	
若年層への健康教育の実施	若いころからの健康意識向上のため、若年層へ向けて健康教育を行います。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
もっと元気になる講座実施回数	12回	12回	12回
特定健診受診率(国保)	60%	60%	60%
健康ポイント50ポイント以上取得者数	250人	300人	350人
若年層への健康教育の実施回数	2回	2回	2回

2 介護予防の推進

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 総合事業では、従前の予防給付に相当するサービス(現行相当のサービス)の利用がほとんどで、町独自の基準を定めたサービスについては利用が少ない状況にあります。このため今後は、国の動向をふまえてサービス内容等の見直しを検討するとともに、社会福祉協議会や地域活動団体等との連携を図り、多様な担い手によるサービスの充実化に努めます。
- ② 住民の自主的な活動が増えない理由として、地域の公民館に行く交通手段がない、活動の中心となる住民が見つからない等が挙げられます。生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の把握や開発、ネットワーク化に努めます。
- ③ 高齢者の運動機能や口腔機能、栄養状態の心身機能の改善を目指すだけでなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進するための介護予防にむけて、引き続き取り組みを推進します。
- ④ 要支援または要介護状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、運動事業と併せて、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取巻く環境へのアプローチも含めた介護予防対策を多職種と連携し積極的に推進していきます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・社会福祉協議会 ・医療機関 ・介護事業所 ・自治会・NPO等
介護予防把握事業	訪問・健康相談等により収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防につなげます。	
介護予防普及啓発事業	介護予防教室、介護予防運動等により介護予防活動の普及・啓発を行います。	
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。	
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。	
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を行います。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防・日常生活圏二一ズ調査		2,700人を対象	
転倒予防教室(地区)実施回数	20回	20回	20回
いきいき百歳体操新規実施地区数 (既実施地区含む)	1地区 (11)	1地区 (12)	1地区 (13)
介護予防(口腔機能)教室実施回数	5回	5回	5回
介護予防(認知症)教室実施回数	3回	3回	3回
介護予防塾実施回数	12回	12回	12回
百歳体操教室実施回数	90回	90回	90回
足腰若返りクラブ	36回	36回	36回
リハビリ専門職派遣回数	11回	12回	13回

3 健康寿命延伸にむけた町民運動の推進

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 健康寿命延伸の重要性について、健康福祉まつり等の様々な機会をとおして啓発に努めます。
- ② 健康寿命延伸を町民運動として高めていくために、町民の各層をはじめ関係機関を交えての中・長期的な行動計画の策定に着手します。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
出向くウエルネスの開催	健康寿命延伸及び地域包括ケアシステムの深化にむけた啓発として、地域に出向き情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・社会福祉協議会 ・民生児童委員協議会 ・健康福祉推進員連絡会 ・自治会、NPO等
町民運動にむけた行動計画の策定	健康寿命延伸にむけた具体的な取組みにむけて、行動計画を策定します。	
健康福祉まつりの開催	健康で暮らせる期間の延伸と心豊かな人生の実現のために総合的に健康づくりを推進することを目的に健康福祉まつりを開催します。	
健康の日(21日)の普及・啓発活動の推進	「ウエルネスタウン最上 21」推進のために、自分や家族の健康について考え、一人ひとりが自分に合った健康づくりに取り組みめるよう意識の高揚を図ります。	

(3) 成果指標または目標値

成 果 指 標	2018 年度	2019 年度	2020 年度
出向くウエルネスの開催回数	6 回	6 回	6 回
健康寿命延伸検討会議の開催回数	1 回	1 回	1 回
健康福祉まつりの開催回数	1 回	1 回	1 回
啓発用チラシの制作・配布	4,300 部	4,300 部	4,300 部

重点目標3 地域包括ケアシステムの充実

1 在宅医療・介護の連携強化

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 地域医療・介護の資源を把握し、情報を整理し、リスト等を作成します。
- ② サービス機関連絡会議を活用し、医療と介護の話し合いの機会を確保すると共に、多職種と連携のもとに在宅医療・介護連携の推進にむけて、課題抽出や対応策の検討に取り組みます。
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。
- ④ 医療機関や介護事業所がそれぞれに活用できるよう医療・介護連携シート等のツールを整備します。
- ⑤ 在宅医療・介護連携を支援するために、管内市町村と連携し、共同での相談窓口の設置・運営を検討します。
- ⑥ 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種間でのグループワーク等の研修を行います。
- ⑦ 町民の各層に“終活”について分かりやすく啓発するとともに、終活ノートへの記帳付け運動を推奨します。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
サービス機関連絡会議	関係者相互の情報提供や意見交換を行うことによって、保険給付の円滑な実施を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・介護事業所 ・医療機関 ・関係市町村
ウエルネスプラザ利用者支援等調整会議	ウエルネスプラザ内施設の連携及び機能強化に関することを検討・協議します。	
在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携を推進することを目的に次の事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関・介護事業者等のリスト作成 ② 在宅医療・介護連携の相談窓口の設置・運営 ③ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ④ 情報共有にむけたツールや手順等を定めたマニュアルの作成・活用 ⑤ 在宅医療・介護従事者向け研修会の開催 ⑥ 在宅医療に関する情報提供(普及啓発) ⑦ 切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の検討 ⑧ 在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催 ⑨ 二次医療圏内・関係市町村との連携 	

終活ノート運動の推進	3地区での生涯学習活動の場に、終活に関する基本的な知識の習得やエンディングノートの記帳にむけた啓発を図ります。	
------------	---	--

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
ウエルネスプラザ利用者調整会議の開催	12回	12回	12回
終活ノート記帳運動にむけた講演会等の開催	2回	3回	3回

2 認知症高齢者を支えるまちづくりの推進

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを見直し、認知症について正しい知識の普及、情報提供を推進します。
- ② 医療機関、介護サービス事業所等と相互に連携して、地域における認知症支援体制を構築し、早期段階からの適切なサービス提供を行います。
- ③ 徘徊高齢者に限らず、高齢者に対する地域での見守り体制の構築を検討します。
- ④ 高齢者虐待への対応やネットワークの充実を検討します。
- ⑤ 若年性認知症患者の相談にむけた支援体制を検討します。
- ⑥ 自動車運転に関する相談や運転免許証の自主返納の周知、認知機能低下による様々な生活の問題への対応について警察と連携し、早期対応・早期支援に取り組みます。
- ⑦ 認知症の方を介護する介護者の負担軽減、町民の認知症への理解促進のため認知症カフェについて周知します。
- ⑧ 認知症サポーターの養成や認知症の予防啓発に取り組むとともに、認知症カフェの運営ボランティア等、認知症状のある高齢者やその家族を支える地域人材の育成を推進します。
- ⑨ 国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を受け、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図ると共に、支援体制の充実を図り、町の実情に応じた認知症施策を展開します。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・介護事業所 ・医療機関 ・警察署 ・区長 ・民生委員 ・地区住民 ・家族等
認知症サポーターフォローアップ講座	認知症サポーター養成受講者を対象に更なる活躍を期待し講座を開催します。	
認知症総合支援事業	<p>医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携を推進することを目的に次の事業を実施します。</p> <p>① 認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームの設置</p> <p>② 認知症地域支援推進員等設置事業 認知症地域支援推進員の配置 もの忘れ相談 認知症ケアパスの作成・普及</p> <p>③ 認知症ケア向上推進事業 認知症の人の家族支援(認知症カフェの開設等)</p>	
介護予防普及啓発事業	介護予防教室(認知症)を開催します。	
若年性認知症についての相談対応	相談対応若年性・認知症の支援者のためのガイドブック配布・周知	
地域での高齢者の見守り体制の構築	民生児童委員の見守りや地区の支え合いにより見守り情報を集約し、高齢者世帯等の様々な生活支援のために見守り体制の構築に取り組みます。	
家族介護支援事業	<p>在宅で介護をするための介護方法や介護予防、健康づくり、福祉サービス等の知識の習得を目的とした教室等を開催します。</p> <p>① 徘徊高齢者おかえり安心事業</p> <p>② 介護教室の開催</p> <p>③ 介護者交流会(つどい)の開催</p>	
高齢者の権利擁護・虐待防止	権利侵害を受けている、又は、受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう日頃から権利侵害・高齢者虐待の防止及び早期発見・対応を関係機関と連携し行う。また、消費者被害防止などの相談対応。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーター養成講座の開催回数	8回	8回	8回
〃 参加者数	100人	100人	100人
認知症カフェの開催回数	12回	12回	12回
〃 参加者数	120人	120人	120人

3 生活支援サービスの充実

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 国の動向をふまえサービス内容等の見直しを検討するとともに、社会福祉協議会や地域活動団体等と連携しながら、多様な担い手によるサービスの充実にむけて、住民主体で実施する訪問型サービスや保健・医療関係の専門職による訪問型サービスの構築・導入にむけて検討します。
- ② 住民の自主的な活動が増えない理由として、地域の公民館に行く交通の手段がない、活動の中心となる住民が見つからない等が挙げられる。生活支援コーディネーターと連携しながら、地域資源の把握や開発、ネットワーク化に努めます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアマネジメントにもとづき訪問型や通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・社会福祉協議会 ・介護事業所 ・NPO、シルバー人材センター、ボランティア等
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業を活用することにより、多様な生活支援サービスを利用できたり、社会参加できるような地域づくりのための支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進する。具体的には協議体の設置等を通じて、サービスの開発・創出に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター機能の充実 ・生活支援体制整備事業協議体の運営 	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
① 訪問介護(現行の訪問介護相当)給付費	3,307千円	3,637千円	3,968千円
〃 回数	960回	1,056回	1,152回
〃 人数	12人	13人	14人

② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	給付費	1,215 千円	1,701 千円	2,187 千円
〃	回数	528 回	720 回	912 回
〃	人数	8 人	10 人	12 人
③ 通所介護(現行の通所介護相当)	給付費	8,676 千円	9,465 千円	10,323 千円
〃	回数	1,920 回	2,112 回	2,304 回
〃	人数	27 人	29 人	31 人
④ 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	給付費	940 千円	1,253 千円	1,566 千円
〃	回数	288 回	384 回	480 回
〃	人数	3 人	4 人	5 人
⑤ 通所型サービスB	実施場所	-	-	1 か所
⑥ 通所型サービスC (短期集中のサービス)	給付費	188 千円	188 千円	188 千円
〃	回数	72 回	72 回	72 回
〃	人数	6 人	6 人	6 人
地域支援事業費		49,928 千円	50,216 千円	50,555 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費		19,816 千円	19,822 千円	19,872 千円
包括的支援事業・任意事業費		30,112 千円	30,394 千円	30,683 千円

〈上記サービス内容の説明〉

① 訪問介護（現行の訪問介護相当）

ヘルパーによる身体介護（入浴、排泄、着替え、服薬管理、通院の準備等の介助）及び生活援助（掃除、洗濯、衣類整理、調理、買物等の支援） サービスです。

② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

ヘルパーによる生活援助（掃除、洗濯、衣類整理、調理、買物等の支援） サービスです。

③ 通所介護（現行の通所介護相当）

通所介護サービスによる入浴等の日常生活上の支援、健康チェック、食事、レクリエーション等の支援を行います。

④ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

運動・認知・口腔機能の向上のため、運動や介護予防にむけた講話、参加者相互の交流等を行います。

⑤ 通所型サービスB（住民主体で実施するサービス）

住民が主体となって集いの場をつくり、運動・認知機能の向上のための運動やレクリエーションを実施し、利用者の役割づくりや社会参加を目標とするサービスです。

⑥ 通所型サービスC（短期集中のサービス）

集中的なADL・IADLの改善を目的に行う運動プログラムを提供します。概ね3～6か月の期間を定めて実施します。

4 地域包括支援センターの機能充実と体制の強化

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による互助や地域の関係団体などによる活動と合わせ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。
- ② 地域包括支援センターの体制強化にむけて、専門的な職員の増強を図ります。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
地域包括支援センターの機能充実・体制強化	地域包括支援センターの機能充実にむけて、業務量に応じた適切な人員配置、センター間や担当課との業務の役割分担との明確化と連携強化、PDCAの充実による効果的な事業展開を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・社会福祉協議会 ・介護事業所 ・NPO等
地域包括支援センター運営協議会の開催	継続的に安定した事業展開につなげるために、運営協議会の開催をとおして、運営の適正なる評価に基づき事業の質の向上に努めます。	
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援をするため、次の事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 包括的・継続的なケア体制の構築サービス機関連絡会議等 ② 介護支援専門員のネットワーク活用 ③ 日常的個別指導・相談 ④ 支援困難事例等への指導・助言 	
地域ケア会議の推進	多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	
介護予防ケアマネジメント事業	総合事業対象及び要支援1・2の認定を受け、総合事業及び介護予防サービスを必要とする場合、機能の改善や要介護状態を予防するための介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの提供を図ります。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
地域ケア会議(自立支援型)	3回	3回	3回
地域ケア会議(多職種協働)	5回	5回	5回

5 在宅介護支援の充実

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 病院や施設以外で安心して自分らしい療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービスを充実し、在宅医療の必要性について周知啓発に努めます。
- ② 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、多職種による連携の体制を整えるとともに、医療現場との密接な連携が不可欠な切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築にむけて推進します。
- ③ 在宅での介護者の負担軽減に努めます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
家族介護支援事業	在宅で介護をするための介護方法や介護予防、健康づくり、福祉サービス等の知識の習得を目的とした教室等を開催します。 ① 介護教室の開催 ② 介護者交流会(つどい)の開催 ③ 在宅介護等に関する講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・健康福祉課 ・社会福祉協議会 ・介護事業所 ・NPO、シルバー人材センター、ボランティア等
介護者激励金支給事業	在宅で寝たきり老人等を介護している方に対し、激励金を支給し、在宅介護の励みとします。	
介護用品等支給事業	常時失禁状態にある方を介護している方に介護用品等を支給し、介護者の負担軽減と、介護される方の清潔で心地よい生活の向上に努めます。	

(3) 成果指標または目標値

成 果 指 標	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護教室の開催回数	3 回	3 回	3 回
〃 参加者数	15 人	15 人	15 人
介護者リフレッシュ事業の開催回数	1 回	1 回	1 回
〃 参加者数	10 人	10 人	10 人
介護者激励金受給者数	50 人	50 人	50 人
介護用品等支給事業対象者数	45 人	45 人	45 人

重点目標4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

1 生涯現役生活の実現にむけた住環境整備

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 多種多様な住み方・住まい方にむけた需要調査を行います。
- ② 住宅施策と福祉施策との連携により、空き家や遊休公共施設の活用を図ります。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
段差解消などのリフォーム情報の提供	階段の手すりや段差解消等の住宅のバリアフリー化の推進にむけて相談機能を充実します。	・建設課 ・健康福祉課 ・総務課まちづくり推進室 ・総務課危機管理室 ・町民税務課 ・社会福祉協議会
増改築などに関する相談情報提供体制の充実	住宅の断熱効果の向上等にむけたエコ住宅の新增改築への情報提供と助成を行います。	
高齢者向け住宅の建設計画の検討	集合型住宅を含む高齢者の新たな住み方、住まい方のモデルとなる住宅整備にむけて検討します。	
空き屋の把握と情報の管理	空き家バンクの効果的な活用を図ります。	
災害、防犯対策にむけた情報提供及び啓発活動の推進	高齢者の防犯・防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、関係団体・地域住民と連携を強化し、防犯・防災における高齢者の支援体制の整備を図ります。	
高齢者生活支援ハウスの機能拡充	高齢者生活支援ハウス「陽だまりの家」の機能充実にむけて取り組みます。	
新たな住み方、住まい方に係るニーズ調査の実施	高齢者の新たな住み方、住まい方のあり方を把握するため、ニーズ調査を行います。	

(3) 成果指標または目標値

成果指標	2018年度	2019年度	2020年度
高齢者向け住宅のあり方にむけた検討会議	2回	2回	2回
新たな住み方、住まい方に関するニーズ調査	1,000件を対象		

重点目標5 高齢者福祉サービスの充実

1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 施策展開にむけた基本的な方向

- ① 町内3地区のコミュニティ組織との連携を図り、互助・共助による地域福祉機能の充実に努めます。
- ② 高齢者の外出支援にむけた地域公共交通体系の整備と運用を図ります。
- ③ 雪対策をはじめ災害や防犯、交通安全、消費者問題等の高齢者を取り巻く課題の解決にむけて、見守り等のネットワーク形成や広報、相談機能の充実に努めます。

(2) 具体的な取組み

施策及び事業	取組み内容	関係機関
軽度生活支援事業	65歳以上の単身高齢者世帯を対象に、外出や散歩の付き添い、冬期間の除排雪や買い物、庭木の手入れ等を支援します。	・健康福祉課 ・町民税務課 ・社会福祉協議会
訪問理容・美容サービス事業	在宅で介護認定を受けている高齢者や身体障害者手帳3級以上及び療育手帳の所持者を対象に、理容師や美容師が訪問する際の移動費用の一部を助成します。	
地域公共交通体系の構築及び運用	デマンド型交通システム等の構築・運用により、高齢者の外出に係る負荷を軽減します。	
緊急通報システム設置事業(やすらぎ電話)	町内の概ね65歳以上の単身高齢者世帯や虚弱な高齢者のいる世帯を対象に、緊急通報システム(やすらぎ電話)を貸与し、救急活動の迅速化を図ります。	
いきいきデイサービス事業	在宅の高齢者等を対象に、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な負担の軽減化を図ります。	
介護移送サービス助成事業	寝たきり高齢者や65歳以上の高齢者で、下肢機能不自由な方の通院及び介護サービス施設への通所の際に、利用料金への一部助成を行います。	
短期入所生活介護事業	概ね65歳以上の介護認定非該当の高齢者に対し、要介護状態への進行を防止するため、一時的に施設に資入所し体調調整を図り、生活習慣の指導を行い、高齢者及び家族の福祉増進を図ります。	
有償ボランティア移送サービスの検討	地域公共交通システムとの連携により、町民による非営利組織が行う、有償による移動システムの運用にむけて検討します。	
コミュニティ推進会議との連携による地域福祉機能の強化	町内3地区でのコミュニティ推進組織との協働により、地域福祉の分野が抱える課題の解決を推進します。	

間口除雪支援事業	社会福祉協議会を主体とする、地域における冬期間の間口除雪の支援体制を構築し、高齢者の冬期間の安全・安心を確保します。	
----------	--	--

(3) 成果指標または目標値

成 果 指 標	2018 年度	2019 年度	2020 年度
軽度生活支援事業 家事援助	2 人 (100 時間)	2 人 (100 時間)	2 人 (100 時間)
〃 除雪援助	20 世帯 (960 時間)	20 世帯 (960 時間)	20 世帯 (960 時間)
訪問理容・美容サービス事業利用者数	4 人	5 人	5 人
やすらぎ電話設置台数	45 台	50 台	50 台
いきいきデイサービス事業の利用回数	96 回	96 回	96 回
介護移送サービス助成事業利用者数	5 人	5 人	5 人
間口除雪支援対象世帯数	30 世帯	40 世帯	50 世帯

第5章

介護保険サービスの 現状と運用

- I 介護サービスの質の向上
- II 介護事業を支える人材の確保
- III 被保険者数・認定者数等
- IV 居宅介護サービス
- V 介護予防サービス
- VI 地域密着型サービス
- VII 施設サービス
- VIII 介護給付費適正化の推進

第5章 介護保険サービスの現状と運用

I 介護サービスの質の向上

1 介護サービスの質の向上にむけた取り組み

高齢者が、介護が必要になっても安心して、できる限り住み慣れた地域で日常生活を続けるためには、その方にとって必要なサービスの提供が欠かせません。第7期介護保険事業計画期間においても、本町では国・県及び町内の介護サービス事業所と連携しつつ介護保険サービスの質の向上と円滑なサービス提供に努めます。

(1) 介護サービス事業所との意見交換

定期的に行っている会議等を活用して、適切な介護サービスを提供できるように意見交換をしていきます。なお、法令改正や、国・県が実施する研修会や介護サービスの質の向上につながる情報提供等の取り組みを行っていきます。

(2) 介護保険制度の周知・相談業務

広報紙の活用、パンフレットの作成、住民向け説明会の実施などにより、介護保険制度の周知を図るとともに、介護サービスの適切な利用の促進を図ります。

また、健康福祉課や地域包括支援センターでは、被保険者や家族が不安なく介護サービスを受けられるよう、介護保険に関する相談に応じていきます。

2 事業所への適切な指導・監査の実施

介護サービス事業所における「サービスの質の確保」と「介護給付の適正化」を図ることを目的として、最上町に指定権限のある地域密着型サービス事業所に対し集団指導と実地指導を行います。

集団指導は、適正なサービス提供のための事業者等に対する必要な情報伝達の中で、制度の周知や、介護報酬請求に係る過誤や不正防止のために、町が講習等の方法で実施します。

実地指導は、各事業所において「施設内調査」、「入所者状況確認」、「職員管理」、「帳簿・請求書の確認」のほか、介護給付適正化に伴う「ケアプランチェック」、昨今の自然災害に対応するよう「災害対策」や「地域との連携の状況」などを確認・指導し、適切な運営を継続できるよう、定期的に行ってまいります。

Ⅱ 介護事業を支える人材の確保

1 介護人材の確保の課題

介護サービスは原則、都道府県又は市町村の指定を受けた事業所が提供しますが、全国的に介護事業を支える人材の不足が喫緊の課題となっており、本町も例外ではありません。今後、高齢者人口の増加が見込まれており、それに伴い介護サービス受給者の増加が予測されています。

第7期計画において本町でも、介護サービスの提供を担う人材の必要人数を掌握し、どのように確保していくかなど、課題の解消に向けて取組みを強化していきます。

2 介護人材の確保の課題解決に向けた取組み

平成 29 年度に最上地域における介護人材の育成・確保・定着・離職防止を図るために、関係機関・団体・事業所により「最上地域介護人材確保ネットワーク協議会」が設立されました。本町では、上記の協議会と連携し、介護人材育成や介護環境の改善に努めるほか、介護保険サービス事業者に対し、国や地方団体が行う職場内外での様々な研修制度の情報を提供し、職員に積極的な研修参加を促すことで、介護人材の定着に努めます。

Ⅲ 被保険者数・認定者数等

第7期計画期間(2018～2020年度)及び、2025年度における介護サービスの利用人数及び給付費等を、厚生労働省の「見える化」システム将来推計機能により推計しています。

推計にあたっては、被保険者数と要介護(支援)認定者数を見込んだ後、介護サービス利用者数を算出し、報酬単価を乗じて給付費を算出しています。さらに自然体推計値によるサービス受給者増加分のほか、医療計画との整合性を図り、施策等を反映させています。

(単位:人)

区 分	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
第1号被保険者数	3,142	3,178	3,213	3,237	3,268	3,280	3,253
第2号被保険者数	3,157	3,047	2,937	2,827	2,717	2,607	2,204
認 定 者	569	558	580	599	612	627	659
要支援1	25	20	28	27	30	31	29
要支援2	51	54	41	45	46	48	46
要介護1	109	110	117	116	120	123	145
要介護2	128	128	133	137	137	139	137
要介護3	97	78	99	102	103	105	114
要介護4	78	78	86	89	90	91	97
要介護5	81	90	76	83	86	90	91
認定者割合(%)	18.10	17.55	18.05	18.50	18.73	19.11	20.25
サービス受給者	489	514	503	539	550	564	593
在 宅	325	353	345	372	379	390	410
施 設	164	161	158	167	171	174	183
受 給 率(%)	85.94	92.11	86.72	90.00	90.00	90.00	90.00

IV 居宅介護サービス

居宅介護サービスは在宅において高齢者が自立した生活を送るために必要な生活機能の維持・向上を図り、生活機能の低下を防ぐことが重要な取り組みです。

第7期計画では「活動」や「参加」といった機能を強化し、社会とのつながりが維持され在宅生活を継続できるように支援していくことが重要であり、保険者とサービス事業者双方の創意工夫も必要となります。

また、2025年を見据え、重要な計画となることから居宅介護サービスを重視して計画を策定しています。

1 訪問介護

(1) 概要

通所介護と並び在宅系サービスの中心となるサービスであり、利用者の居宅において、訪問介護員が入浴、排せつ、食事等の身体介助や掃除、洗濯等の生活援助を行います。

(2) 現状

サービス利用者のうち87%は要介護3以下となっており、給付費は平成27年度から徐々に増加しています。

(3) 今後の展開

利用者の増加が予測されます。在宅生活の維持において重要なサービスであるため効果的なサービス提供ができるよう、サービスの質、量の充実に努めます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	14,895	19,458	21,541	23,840	24,605	25,852	30,761
回数 (回/月)	312.2	492.3	537.5	597.5	614.5	651.0	770.0
利用者 (人/月)	21	23	25	27	28	29	33

2 訪問入浴介護

(1) 概要

利用者を居宅巡回入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。

(2) 現状

実績値・計画値・サービス利用者のうち75%が要介護4以上となっており給付費はほぼ横ばいです。事業所数の増減はありません。

(3) 今後の展開

このサービスの主な対象者は、入浴に介助を必要とする中重度の要介護者であり、在宅生活の維持に必要なサービスです。今後、高齢者の増加に伴い利用者の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	1,927	1,012	1,519	1,724	1,754	1,783	2,060
回数 (回/月)	13.0	8.0	9.0	13.6	13.8	14.0	16.0
利用者 (人/月)	4	3	4	6	6	6	7

3 訪問看護

(1) 概要

疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする要介護者に対し、主治医の指示に基づき看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行います。サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両方から行うことができます。

(2) 現状

サービス利用者は軽度から中重度の要介護者がバランスよく利用しています。サービス提供事業所の人員等の関係もあり、給付費は横ばい、事業所数も増減はありません。

(3) 今後の展開

サービスの対象者は軽度から中重度の要介護者であり、医療ニーズの高い方が在宅生活を送るためには欠かすことのできないサービスとなっていることから、利用者の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	2,004	1,993	2,114	2,729	2,813	2,871	3,657
回数 (回/月)	23.2	22.9	32.5	31.2	32.3	33.1	41.3
利用者 (人/月)	16	17	17	23	24	25	28

4 訪問リハビリテーション

(1) 概要

日常生活の自立支援を目的に、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、看護師等の機能回復訓練(リハビリ)を要介護者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行います。

(2) 現状

介護給付サービス利用者のうち90%が要介護3以下となっており、予防給付費についてはほぼ利用者がいません。事業所数に増減はありませんが、給付費は増加しています。

(3) 今後の展開

在宅生活を維持する上での、身体機能の維持回復に効果的なサービスであるため、利用者の増加が予測されますが、町内に事業所が1つのため伸びは緩やかになることが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	0	2,057	3,483	3,557	3,558	4,010	4,261
回数 (回/月)	0	60.8	53.8	54.2	54.2	61.2	65.0
利用者 (人/月)	0	6	10	11	11	12	12

5 居宅療養管理指導

(1) 概要

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行います。医療機関との連携が必要なサービスです。

(2) 現状

サービス利用者は軽度から中重度の要介護者がバランスよく利用しています。事業所数に増減はありません。訪問看護などと同様に主治医との連携が必要なサービスで、利用人数、給付費ともに微増しています。

(3) 今後の展開

医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が予測される中で、利用者の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	1,073	1,102	1,272	1,558	1,621	1,734	1,768
利用者 (人/月)	19	21	25	29	30	32	33

6 通所介護

(1) 概要

要介護者の在宅生活を支える重要なサービスであり、利用者が日中、デイサービスセンター等に通い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。平成28年4月より、定員18名以下の事業所は地域密着型通所介護事業所に移行されました。

(2) 現状

居宅サービスの中で最も利用者が多いサービスです。サービス利用者のうち92%が要介護3以下となっています。事業所数の増減はなく、平成28年度に給付費と利用者が若干減少しましたが、平成29年度に入り給付費、利用者ともに増加傾向にあります。

(3) 今後の展開

在宅生活の維持に重要なサービスであり、高齢者の増加に伴い利用者の増加が予測されます。自立支援の取り組みや認知症ケアの充実など、特徴のある質の高い介護サービスが提供できるよう周知・指導等を進めます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	99,874	81,264	102,823	103,271	108,541	114,125	139,761
回数 (回/月)	1,048	884	1,033	1,128	1,189	1,254	1,567
利用者 (人/月)	132	116	132	134	135	136	139

7 通所リハビリテーション

(1) 概要

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設等に通所し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを受けることができます。心身機能の維持・回復には欠かせないサービスです。

(2) 現状

介護給付サービス利用者のうち93%が要介護3以下となっています。平成27～28年度は給付費、利用者ともにほぼ横ばいですが、平成29年度については、どちらも増加傾向にあります。

(3) 今後の展開

日常生活の自立支援を支える重要なサービスであり、高齢者の増加が予測される中、利用者の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	27,617	27,466	34,540	34,862	36,481	38,140	43,145
回数 (回/月)	244.6	237.9	298.7	301.1	313.1	325.6	370.8
利用者 (人/月)	42	40	43	43	44	45	51

8 短期入所生活介護

(1) 概要

利用者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

介護給付サービス利用者のうち79%が要介護3以下となっています。事業所数の増減はありませんが、給付費は減少しています。

(3) 今後の展開

ここ数年間給付費・利用者ともに減少傾向にあり今後も減少することが予測されますが、利用者の気分転換や、家族等の負担軽減に効果があるサービスのため、一定程度のサービス量が必要であることが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	60,504	49,932	45,186	37,827	39,296	40,733	42,708
日数 (日/月)	615.9	517.8	492.3	396.7	411.7	426.5	446.4
利用者 (人/月)	46	42	46	31	31	31	31

9 短期入所療養介護（老健）

(1) 概要

利用者が介護老人保健施設等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

第5、6期計画中に利用の実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

10 短期入所療養介護（病院）

(1) 概要

利用者が病院等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

第5、6期計画中に利用の実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

11 福祉用具貸与

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。

(2) 現状

福祉用具を貸与することで、在宅生活での機能維持や自立度を高めることに効果があることから給付費、利用量ともに増加しています。

(3) 今後の展開

平成30年度中に適切な貸与価格を確保する内容の制度改正が行われます。在宅での自立した生活を支援するサービスであり、今後認定者が増加する中、給付費・サービス利用量ともに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	15,274	15,823	16,759	16,981	17,465	17,753	17,526
利用者 (人/月)	101	98	109	109	112	114	114

12 特定福祉用具購入費

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を購入した場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

(2) 現状

年度により給付額に増減が見られるものの、給付費・サービス利用量ともに増加しています。

(3) 今後の展開

利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであることから、今後も認定者の増加に伴いサービス利用量も増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	571	728	767	1,032	1,032	1,032	1,032
利用者 (人/月)	2	2	2	4	4	4	4

13 住宅改修費

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

(2) 現状

全体のサービス利用者のうち80%が要介護1～要介護3となっており、予防給付費については全体の10%程度となっています。給付費はほぼ横ばいとなっています。

(3) 今後の展開

利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであることから、今後も給付費は横ばいまたは、緩やかに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	1,986	2,206	1,784	1,860	1,860	1,860	1,860
利用者 (人/月)	2	1	1	2	2	2	2

14 特定施設入居者生活介護

(1) 概要

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している方が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

(2) 現状

サービス利用者は要支援1～要介護5まで幅広く利用しており、給付費・利用者ともに増加しています。町内にはサービス事業所がないため、新庄市の事業所を利用しています。

(3) 今後の展開

町内にサービス事業所はないものの、居住系サービスの需要は高まることが予測されるため、給付費・利用者ともに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	11,306	15,632	17,619	17,915	17,923	19,744	24,082
利用者 (人/月)	5	7	8	8	8	9	10

15 居宅介護支援

(1) 概要

利用者が居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)がその心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行うサービスです。

(2) 現状

平成27～28年度については、給付費・利用者ともにほぼ横ばいですが、平成29年度から認定者が増加したことに伴い給付費・利用者も増加しています。

(3) 今後の展開

平成29年度より、町内事業所の介護支援専門員は減りましたが、新庄市の居宅介護支援事業所を通して、全体として増加するサービス量を確保します。今後の認定者の増加に伴い、サービス利用者の増加が見込まれます。ケアプラン点検等を通じて、サービスの質の向上に努めます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	34,336	34,265	36,295	37,161	38,793	39,668	41,421
利用者 (人/月)	216	214	229	232	242	247	258

V 介護予防サービス

平成29年度から、介護予防サービスにおける訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、第7期計画では介護予防給付費が減少しています。

1 介護予防訪問入浴介護

(1) 概要

介護予防を目的として、居宅を訪問し浴槽を提供して入浴介護を行います。比較的に重度の要介護認定者の利用が多いサービスです。

(2) 現状

第5、6期計画中に利用の実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3ヵ年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

2 介護予防訪問看護

(1) 概要

疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする要支援者に対し、主治医の指示に基づき看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行います。サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両方から行うことができます。

(2) 現状

サービスの対象者は軽度から中重度の要介護者であり、要支援者のサービス利用はほぼ無い状況です

(3) 今後の展開

今後、高齢者の増加に伴い医療依存度が高い利用者が微増することが予測されます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	100	13	0	80	80	80	161
利用者 (人/月)	1	1	0	1	1	1	2

3 介護予防訪問リハビリテーション

(1) 概要

日常生活の自立支援を目的に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）を要支援者の家庭を訪問し心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行います。

(2) 現状

平成28年度に町内に1事業所が開設しました。サービス利用者は要介護者が多く、要支援者の利用はほぼない状況です。

(3) 今後の展開

軽度から中度の要介護者の利用は増すものと予測されますが、要支援者の利用はほぼ横ばいと見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	0	94	157	152	152	152	152
回数 (回/月)	0	2.8	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
利用者 (人/月)	0	0.3	1	1	1	1	1

4 介護予防居宅療養管理指導

(1) 概要

医師や歯科医、薬剤師、管理栄養士等が要支援者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行います。医療機関との連携が必要なサービスです。

(2) 現状

サービスの利用は主に要介護者で、要支援者の利用はほぼ無い状況です。

(3) 今後の展開

医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者は増加すると予測されますが、要支援者の利用はほぼ横ばいと見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	63	12	40	49	49	49	49
利用者 (人/月)	1	0.2	1	1	1	1	1

5 介護予防通所リハビリテーション

(1) 概要

介護老人保健施設や病院等に通りリハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立支援等を支えるサービスです。

(2) 現状

利用者の心身機能の維持・改善に資する必要なサービスであり、平成 27～28 年度は給付費、利用者ともにほぼ横ばいですが、平成 29 年度については要介護者の利用増加により少し減少しています。

(3) 今後の展開

日常生活での自立支援等を支える重要なサービスであり、高齢者の増加が予測される中、利用者の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	3,344	3,810	2,746	3,267	3,269	3,269	3,918
利用者 (人/月)	7	10	8	9	9	9	11

6 介護予防短期入所生活介護

(1) 概要

利用者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

サービスの利用は主に要介護者で、要支援者の利用は緊急時等によるもので、サービスの利用はほぼない状況です。

(3) 今後の展開

利用者の気分転換や、家族等の負担軽減に効果があるサービスのため、一定程度のサービス量が見込まれますが、ほぼ横ばいと予測されます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	82	269	75	139	139	139	139
日数 (日/月)	1.3	4.0	0.3	2.0	2.0	2.0	2.0
利用者 (人/月)	0.4	1	1	1	1	1	1

7 短期入所療養介護（老健）

(1) 概要

利用者が介護老人保健施設に等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

第5、6期計画中に利用の実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用実績はないものと予測されます。

8 短期入所療養介護（病院）

(1) 概要

利用者が病院等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

(2) 現状

第5、6期計画中に利用の実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

9 介護予防福祉用具貸与

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。

(2) 現状

福祉用具を貸与することで、在宅生活での機能維持や自立度を高めることに効果があることから給付費、利用量ともに増加しています。

(3) 今後の展開

平成30年度中に適切な貸与価格を確保する内容の制度改正が行われます。在宅での自立した生活を支援するサービスであり、今後認定者が増加する中、給付費・サービス利用量ともに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	470	589	618	741	793	844	948
利用者 (人/月)	11	12	11	16	17	18	20

10 特定介護予防福祉用具購入費

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を購入した場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

(2) 現状

年度により給付額に増減が見られるものの、給付費・サービス利用量ともに増加しています。

(3) 今後の展開

利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであることから、今後も認定者の増加に伴いサービス利用量も増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	49	162	164	240	240	240	240
利用者 (人/月)	0.3	1	1	2	2	2	2

11 介護予防住宅改修費

(1) 概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

(2) 現状

年度により給付額に増減が見られるものの、給付費・サービス利用量ともに増加しています。

(3) 今後の展開

利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであることから、今後も認定者の増加に伴いサービス利用量も緩やかに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	1,037	1,273	1,196	1,200	1,200	1,200	1,200
利用者 (人/月)	1	1	1	2	2	2	2

12 介護予防特定施設入居者生活介護

(1) 概要

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している方が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

(2) 現状

サービス利用者は要支援 1～要介護 5 まで幅広く利用しており、給付費・利用者ともに増加しています。町内にはサービス事業所がないものの新庄市の事業所を利用しています。

(3) 今後の展開

町内にサービス事業所はないものの、居住系サービスの需要は高まることが予測されるため、給付費・利用者ともに増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	364	594	654	1,158	1,158	1,158	1,158
利用者 (人/月)	1	1	1	1	1	1	1

13 介護予防支援

(1) 概要

利用者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）がその心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行うサービスです。

(2) 現状

平成 27～28 年度については、給付費・利用者ともにほぼ横ばいですが、平成 29 年度より要支援者の訪問・通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことに伴い給付費・利用者ともに減少しています。

(3) 今後の展開

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことに伴い、サービス利用者は減少することが見込まれます。

ケアプラン点検等を通じて、サービスの質の向上に努めます。

(4) 実績値・計画値

	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	2,862	2,666	1,503	1,367	1,314	1,259	1,259
利用者 (人/月)	54	49	29	25	24	23	23

VI 地域密着型サービス

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで、市町村が指定・指導権限をもち、利用対象者は原則その地域に住む住民の方のみとなっています。なお、下記のサービスの中、町内では認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護が整備されています。

今後、利用者の増加、需要の増加等の見込みを検証して、整備の必要性を随時検討していきます。

1 定期巡回型・随時対応型訪問介護看護

(1) 概要

24時間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的にまたは密接に連携しながら提供するサービスです。定期的に利用者の居宅を巡回して行う、定期巡回サービスに加えて、オペレーターが連絡を受け、利用者の状況に応じて随時サービスを提供することにより、医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支援するサービスです。

(2) 現状

第7期計画時点で当該サービスの事業所の指定はありません。

(3) 今後の展開

第7期計画作成時において、事業所の指定、新規での整備予定がないため給付の見込みはありません。

2 夜間対応型訪問介護

(1) 概要

要介護者ができるだけ自宅で能力に応じた自立した生活を送れるように夜間に定期的な巡回等により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助など日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間安心して生活が送れるように援助するサービスです。

(2) 現状

第7期計画時点で当該サービスの事業所の指定はありません。

(3) 今後の展開

第7期計画作成時において、事業所の指定、新規での整備予定がないため給付の見込みはありません。

3 認知症対応型通所介護

(1) 概要

認知症の要介護者が自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るサービスです。

(2) 現状

町内では H27.8 月から認知症対応型共同生活介護（認知症 GH）にて、共用型のサービスを提供しています。

(3) 今後の展開

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の方を対象に専門的なサービスを提供する事業所であり、サービス利用量は増加が見込まれます。事業所の定員に限りがあるため増加量は緩やかなものになると見込まれます。

(4) 実績値・計画値

介護給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	631	1,982	3,411	3,891	3,918	4,468	4,496
利用者 (人/月)	1	3	6	7	7	8	8
予防給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	508	148	0	289	290	290	290
利用者 (人/月)	1	0.3	0	1	1	1	1

4 小規模多機能型居宅介護

(1) 概要

利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ提供することで、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援するサービスです。

(2) 現状

サービス利用者のうち、約80%が要介護1～3の方で、約15%が要支援1～2の方となっています。利用量は年度により若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

(3) 今後の展開

要介護者や単身、夫婦のみの高齢者世帯の在宅生活を支える重要なサービスです。事業所数に限りがあるため、ほぼ横ばいまたは若干増加することが見込まれます。

(4) 実績値・計画値

介護給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	78,059	64,416	72,383	74,487	74,520	74,520	74,520
利用者 (人/月)	39	33	37	37	37	37	37
予防給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	4,143	6,460	7,166	7,773	7,777	7,777	8,680
利用者 (人/月)	5	7	9	9	9	9	10

5 認知症対応型共同生活介護

(1) 概要

認知症の要介護者が共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

(2) 現状

サービス利用者のうち、約90%が要介護2～4の方となっています。要支援の方の利用はありません。利用率は約95%となっています。

(3) 今後の展開

町内に2事業所(各1ユニット定員9名)あり、今後も認知症高齢者の増加が予測されるため利用率100%で推移するものと見込まれます。

(4) 実績値・計画値

介護給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	49,857	50,344	54,723	54,823	54,847	54,847	54,985
利用者 (人/月)	17	17	18	18	18	18	18
予防給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
利用者 (/月)	0	0	0	0	0	0	0

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 概要

定員が29人以下で、介護事業所としての指定基準に合致し、その指定を受けた有料老人ホーム等の施設であり、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

(2) 現状

第7期計画時点で当該サービスの事業所の指定はありません。

(3) 今後の展開

第7期計画作成時において、事業所の指定、新規での整備予定がないため給付の見込みはありません。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 概要

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症等により日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の介護を受けながら生活する施設です。

(2) 現状

第7期計画時点で当該サービスの事業所の指定はありません。

(3) 今後の展開

第7期計画作成時において、事業所の指定、新規での整備予定がないため給付の見込みはありません。

8 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(1) 概要

小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護サービスの複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者を支援することを目的とするサービスです。

(2) 現状

第7期計画時点で当該サービスの事業所の指定はありません。

(3) 今後の展開

第7期計画作成時において、事業所の指定、新規での整備予定がないため給付の見込みはありません。

9 地域密着型通所介護

(1) 概要

小規模のデイサービスセンター等に通所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担軽減を図ります。H28年度に新たなサービスとして創設され、定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所に移行されました。

(2) 現状

利用者の約80%が要介護3以下となっています。利用量については若干ながら増加しています。

(3) 今後の展開

在宅生活を維持する上での、身体機能の維持回復に効果的なサービスであるため、利用者の増加が予測されますが、町内に事業所が一つであるため緩やかな伸びになることが予測されます。

(4) 実績値・計画値

介護給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	0	17,458	16,108	17,286	18,338	19,593	20,741
利用者 (回/月)	0	18	14	15	16	17	18

Ⅶ 施設サービス

施設サービスについては、地域包括ケアシステムの構築における中重度の要介護者の地域における拠点として、介護老人福祉施設の中重度の要介護者を支える施設としての機能や、介護老人保健施設の病院と自宅との中間的施設としての在宅復帰を支援する機能といった、それぞれに求められる機能を限られた資源の中で発揮していくことが重要になります。

今後、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加に伴いサービス利用の需要が高まることが見込まれる中、町としても訪問、通所、短期入所等の居宅介護サービスの組み合わせや、介護予防事業を積極的に推進していきます。

1 介護老人福祉施設

(1) 概要

介護老人福祉施設とは、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症等により、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。

(2) 現状

サービス利用者のうち、約94%が要介護3以上の方となっています。給付費についてはほぼ横ばいです。事業所の増減はありません。

(3) 今後の展開

第6期計画中の利用量はほぼ横ばいでしたが、これからの高齢者の増加、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加により利用量の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

予防給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	282,953	282,595	289,481	317,225	320,934	322,874	343,744
利用者 (回/月)	93	93	98	102	103	104	110

2 介護老人保健施設

(1) 概要

介護老人保健施設とは、要介護者の心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことが出来るようにするための支援が必要である方に対して、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

(2) 現状

サービス利用者のうち、約60%が要介護4以上の方となっています。給付費についてはH25～26年度にかけて急激に増加しましたが、27年度以降はやや減少し、ほぼ横ばいとなっています。

(3) 今後の展開

第6期計画中の利用量はほぼ横ばいでしたが、これからの高齢者の増加、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加により利用量の若干の増加が見込まれます。

(4) 実績値・計画値

予防給付	実績		見込	計画			
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
費用額 (千円)	218,310	215,465	203,755	227,158	230,540	233,820	261,173
利用者 (回/月)	71	70	70	75	76	77	85

3 介護療養型医療施設

(1) 概要

脳卒中や心臓病等の急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者のための長期療養施設であり、利用者に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

(2) 現状

介護療養型医療施設はH29年度末での廃止が決定していましたが、廃止期限が2023年度末まで延長されました。第5、6期計画中に利用実績はありません。

(3) 今後の展開

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

4 介護医療院

(1) 概要

長期にわたり療養が必要で、日常的に医学的な経過観察や指導、リハビリテーション、看取り等が必要な方の受け入れと、日常生活上の世話を行うことを目的とした「医療」と「生活施設」両方の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。H30年(2018年)4月から創設されます。

(2) 現状

第7期計画作成時点で、新設での整備は予定されていません。

(3) 今後の展開

新設での整備予定はないため、利用はないものと予測されます。

【最上管内の介護老人福祉施設】

No.	市町村名	施設名	定員	事業所番号
1	新庄市	特別養護老人ホーム 新寿荘	84	671100139
2	新庄市	特別養護老人ホーム かつろくの里	80	671100287
3	新庄市	特別養護老人ホーム みどりの大地	80	671101111
4	舟形町	特別養護老人ホーム えんじゅ荘	80	672500220
5	金山町	特別養護老人ホーム みすぎ荘	74	672500303
6	真室川町	特別養護老人ホーム 福寿荘	100	672500378
7	真室川町	特別養護老人ホーム 悠悠	56	672500444
8	大蔵村	特別養護老人ホーム 翠明荘	80	672500386
9	鮭川村	特別養護老人ホーム ひめゆり荘	80	672500394
10	戸沢村	特別養護老人ホーム まごころ荘	80	672500402

【最上管内の介護老人保健施設】

No.	市町村名	施設名	定員	事業所番号
1	新庄市	介護老人保健施設 エーデルワイス	80	651180002
2	新庄市	介護老人保健施設 新庄薬師園	80	651180010
3	舟形町	舟形徳洲苑	100	652580010
4	真室川町	介護老人保健施設 梅花苑	100	652580028

VIII 介護給付適正化の推進について

1 介護給付適正化の目的

介護給付の適正化とは、保険者が介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指すものです。

2 適正化事業推進の必要性

今後より一層の高齢化が進むことが予想される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者等が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、包括的に支援する基盤を整えていくとともに、保険料の上昇の抑制にも引き続き配慮する必要があることから、保険者機能の一環として積極的に介護給付適正化事業に取り組むことが求められています。

3 介護給付適正化主要5事業の概要

事業	概要
1 要介護認定の適正化	要介護・要支援認定のために、保険者職員等が行う訪問調査及び、業務分析データの活用による特徴と課題の把握。
2 ケアプランの点検・研修	居宅介護支援事業所等が作成する、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画等に係る内容についての確認及び指導等。
3 住宅改修等の点検	
① 住宅改修の点検	住宅改修費の給付費に関する利用者宅の実態確認や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等。
② 福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の購入・貸与の必要性や利用状況等の確認調査等。
4 縦覧点検・医療情報との突合	
① 縦覧点検	適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容の確認。
② 医療情報との突合	適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認。
5 介護給付費通知	介護サービス利用者に対する、利用サービスの内容や費用額等の内訳の通知。
※ 給付実績の活用	適正化システムの給付実績を活用した、情報提供帳票による請求内容の確認等。

※ 主要5事業ではないが、客観的なデータの確認・分析等により効果が期待できることから、国の指針において積極的な実施が望まれる取組みとされているもの。

4 介護給付適正化の取組みと目標

第7期介護保険事業計画においては、主要事業の着実な実施に重点を置くとともに、第6期計画で既に実施している事業については、更なる内容の充実や件数の増加を目指します。

具体的には、第6期計画時の取組み状況、課題及び期待される効果等を考慮し「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の4事業について取組みと目標を設定して推進していきます。

(1) 要介護認定の適正化

① 趣 旨

要介護認定の更新認定に係る認定調査の内容について、書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② 実施方法

- ・ 指定介護支援事業所等に委託している更新申請に係る認定調査の結果について、基本調査、特記事項、主治医意見書等の資料記載内容を確認します。
- ・ 厚生労働省の業務分析データを活用し、認定調査項目別の選定状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、特徴や課題を把握し、要介護認定の偏りの是正に向けた取組みを実施します。

【目標】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
認定調査事後点検数	委託分 全件	委託分 全件	委託分 全件
「要介護認定業務分析データ」の活用等による特徴と課題の把握	年 2 回	年 4 回	年 6 回

(2) ケアプラン点検・研修会の開催

① 趣 旨

ケアプランについて、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の気づきを促すとともに「受給者の自立に資するケアマネジメント」の実現を目指し、真に必要とするサービスを確保することで過不足のないサービスを提供し、介護給付の適正化を図ります。

② 実施方法

- ・ 複数の医療系専門職が参加する「地域ケア会議」(年4回開催)においてケアプランの点検を実施します。1回の地域ケア会議につき2ケースを点検します。
- ・ ケアマネジャー向けの研修会を開催することにより、介護給付適正化及びケアマネジャーの資質向上に取り組みます。

【目標】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ケアプラン点検	8 件	8 件	8 件
ケアマネジャー研修会	1 回	1 回	1 回

(3) 住宅改修等の点検

① 趣 旨

利用者等の実態確認や点検、訪問調査等により必要性や利用状況等について確認することにより、受給者の自立にふさわしい利用を進めます。

② 実施方法

- ・ 住宅改修については、事前申請の際の提出書類において受給者宅の実態確認や工事見積書等の点検を行うとともに、現地調査による事後点検を実施します。
- ・ 福祉用具購入・貸与については、訪問による調査や、適正化システム出力帳票を用いた調査等を行い福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
- ・ 住宅改修、福祉用具購入・貸与に関して、必要に応じて地域ケア会議においてケアプラン点検を実施します。

【目標】

住宅改修の点検	2018年度	2019年度	2020年度
1 書面による点検実施	全 件	全 件	全 件
2 現地での事後点検実施	2 件	2 件	2 件
福祉用具購入・貸与調査	2018年度	2019年度	2020年度
1 適正化システム調査	年 2 回	年 2 回	年 2 回
2 現地調査実施	2 件	2 件	2 件

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

① 趣 旨

- ・ 縦覧点検については、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。
- ・ 医療情報との突合については、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

② 実施方法

本事業は費用対効果が最も期待できることから、効率的な実施を図るため、縦覧点検・医療情報との突合ともに、山形県国保連合会への委託により実施します。

また、送付された縦覧点検結果・突合結果について、その原因や傾向を検証し必要に応じ対応を行います。

以上の主要事業を介護給付適正化事業の柱として取組み、事業実施後は検証し、この検証結果に基づき適正化事業の評価を行うことにより、より具体性・実効性のある内容に見直しを行い、受給者はもとより、受給者を支える家族や介護者及び事業者の介護保険事業の目的の共有を働きかけ介護給付の適正化を推進していきます。

町内事業所一覧

1. 指定居宅介護サービス（介護予防）				
サービス種類	事業所の名称	定員	指定年月日	事業所番号
訪問介護	最上町社会福祉協議会「指定訪問介護事業所」		平成11年12月1日	0672500089
（介護予防） 訪問入浴介護	最上町社会福祉協議会 「指定訪問入浴介護事業所」		平成11年12月1日	0672500097
（介護予防）訪問看護	最上町立最上病院		平成12年4月1日	0612510420
	永井医院		平成12年9月1日	0612510487
（介護予防） 訪問リハビリテーション	最上町立最上病院		平成12年4月1日	0612510420
通所介護	最上町社会福祉協議会「指定通所介護事業所」	30	平成11年12月1日	0672500105
	永井医院通所介護施設はっぴい	25	平成16年4月27日	0672500527
（介護予防） 通所リハビリテーション	最上町介護老人保健施設やすらぎ	16	平成12年4月1日	0652580002
（介護予防） 福祉用具貸与	アインクサービス大石		平成16年5月31日	0672500550
	株式会社押切鉄工所福祉用具事業部		平成16年9月30日	0672500576
（介護予防） 特定福祉用具販売	アインクサービス大石		平成18年4月1日	0672500550
	株式会社押切鉄工所福祉用具事業部		平成18年4月1日	0672500576
（介護予防） 短期入所生活介護	紅梅荘指定短期入所生活介護事業所	6	平成12年3月27日	0672500428
	ショートステイ事業所みずかみ	21	平成19年11月30日	0672500733
（介護予防） 短期入所療養介護	最上町介護老人保健施設やすらぎ		平成12年4月1日	0652580002
（介護予防） 居宅療養管理指導	最上町立最上病院		平成12年4月1日	0612510420
	永井医院		平成12年9月1日	0612510487
	医療法人小川歯科医院		平成12年4月1日	0632530127
	医療法人社団 向町成原歯科医院		平成12年4月1日	0632530176
	やちや薬局		平成12年4月1日	0642540074
	すずき調剤薬局		平成12年4月1日	0642540108
	おかの薬局		平成19年3月1日	0642540157

2. 指定地域密着型サービス（介護予防）				
サービス種類	事業所の名称	定員	指定年月日	事業所番号
地域密着型通所介護	通所介護デイサービスもがみ	10	平成28年4月1日	0672500741
（介護予防） 認知症対応型通所介護	最上町認知症高齢者グループホームやすらぎの家	3	平成27年5月1日	0672500436
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能もがみ	24	平成20年8月5日	0692500010
	ふれあいの里「さくら」	25	平成20年7月1日	0692500028
（介護予防） 認知症対応型共同生活介護	最上町認知症高齢者グループホームやすらぎの家	9	平成12年3月27日	0672500436
	グループホーム やまなみ	9	平成22年10月15日	0692500051

3. 施設サービス				
サービス種類	事業所の名称	定員	指定年月日	事業所番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム紅梅荘（従来型多床室）	50	平成12年4月1日	0672500360
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム紅梅荘（ユニット型）	40	平成26年3月31日	0672500865
介護老人保健施設	最上町介護老人保健施設やすらぎ	50	平成12年4月1日	0652580002

4. 居宅介護支援・介護予防支援				
サービス種類	事業所の名称	定員	指定年月日	事業所番号
居宅介護支援	最上町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所		平成11年12月1日	6725000063
	紅梅荘指定居宅介護支援事業所		平成12年2月1日	0672500121
	永井医院指定居宅介護支援事業所		平成16年7月28日	0672500568
	指定居宅介護支援事業所やすらぎ		平成21年4月1日	0672500766
介護予防支援	最上町地域包括支援センター		平成18年4月1日	0602500027

第6章

介護保険サービスの事業費 と保険料の推計

- I 各介護保険サービスにおける給付費の推計
- II 地域支援事業費の推計
- III 第7期及び第9期における標準給付見込額の算定
- IV 第7期計画期間における保険料基準月額算定の算定
- V 第7期介護保険料の所得段階及び年間保険料



第6章 介護保険サービスの事業費と保険料の推計

I 各介護保険サービスにおける給付費の推計

第5章で記載した、今後の各介護保険サービス必要量等を踏まえ、各介護保険サービス給付費等を推計しました。

図表 介護予防サービス給付費の推計

単位：(千円)

■ 介護予防サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問介護	80	80	80	161
介護予防訪問リハビリテーション	152	152	152	152
介護予防居宅療養管理指導	49	49	49	49
介護予防通所リハビリテーション	3,267	3,269	3,269	3,918
介護予防短期入所生活介護	139	139	139	139
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	741	793	844	948
特定介護予防福祉用具購入費	240	240	240	240
介護予防住宅改修	1,200	1,200	1,200	1,200
介護予防特定施設入居者生活介護	1,158	1,158	1,158	1,158
■ 地域密着型介護予防サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防認知症対応型通所介護	289	290	290	290
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,773	7,777	7,777	8,680
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	1,367	1,314	1,259	1,259
(介護予防サービス計)	16,455	16,461	16,457	18,194

図表 介護サービス給付費の推計

単位：(千円)

■ 居宅サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問介護	23,840	24,605	25,852	30,761
訪問入浴介護	1,724	1,754	1,783	2,060
訪問看護	2,729	2,813	2,871	3,657
訪問リハビリテーション	3,557	3,558	4,010	4,261
居宅療養管理指導	1,558	1,621	1,734	1,768
通所介護	103,271	108,541	114,125	139,761
通所リハビリテーション	34,862	36,481	38,140	43,145
短期入所生活介護	37,827	39,296	40,733	42,708
短期入所療養介護（老健・病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	16,981	17,465	17,753	17,526
特定福祉用具購入費	1,032	1,032	1,032	1,032
住宅改修費	1,860	1,860	1,860	1,860
特定施設入居者生活介護	17,915	17,923	19,744	24,082
■ 地域密着型サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,891	3,918	4,468	4,496
小規模多機能型居宅介護	74,487	74,520	74,520	74,520
認知症対応型共同生活介護	54,823	54,847	54,847	54,985
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	17,286	18,388	19,593	20,741

■ 施設サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人福祉施設	317,225	320,934	322,874	343,744
介護老人保健施設	227,158	230,540	233,820	261,173
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
■ 居宅介護支援	37,161	38,793	39,668	41,421
(介護サービス計)	979,187	998,889	1,019,427	1,113,701

※給付費は各年度の累計

図表 在宅・居住系・施設別の介護(介護予防)サービス給付費 単位：(千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
在宅サービス	362,066	374,645	388,142	429,717
居住系サービス	72,738	72,770	74,591	79,067
施設サービス	544,383	551,474	556,694	604,917
合計	979,187	998,889	1,019,427	1,113,701

II 地域支援事業費の推計

地域支援事業費について、介護予防・日常生活支援総合事業費に関しては前年度実績に75歳以上高齢者の伸びを乗じた額。包括的支援事業・任意事業については、前年度上限額に高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められており、この範囲内で事業費を推計しています。

図表 地域支援事業費の推計

単位：(千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防・日常生活支援総合事業	19,816	19,822	19,872	20,016
包括的支援事業・任意事業	30,111	30,394	30,682	30,690
合計	49,927	50,216	50,554	50,706

Ⅲ 第7期（2018～2020年度）及び第9期（2025年度）における標準給付見込額の算定

高齢者人口や要介護等の認定者、介護サービス料の見込等を基に算定した第7期（2018～2020年度）の標準給付総額は、約33.4億円になる見込みです。

【標準給付費】

（単位：円）

	合計	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
標準給付見込額(A)	3,348,980,391	1,082,992,658	1,115,813,035	1,150,174,698	1,255,224,944
総給付費(調整後)	3,082,835,391	995,392,658	1,027,098,035	1,060,344,698	1,158,612,444
総給付費(調整前)	3,046,826,000	995,642,000	1,015,300,000	1,035,884,000	1,131,895,000
一定所得者の利用者負担見直しに伴う財政影響額	1,035,425	249,342	385,565	400,518	448,036
消費税等の見直しを勘案した影響額	37,044,816	0	12,183,600	24,861,216	27,165,480
特定入所者介護サービス等給付額	190,500,000	63,000,000	63,500,000	64,000,000	69,000,000
高額介護サービス等給付額	66,000,000	21,500,000	22,000,000	22,500,000	24,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,900,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,600,000
算定対象審査支払手数料	2,745,000	900,000	915,000	930,000	1,012,500
地域支援事業費(B)	150,697,072	49,927,315	50,215,662	50,554,095	50,706,778
合計(A+B)	3,499,677,463	1,132,919,973	1,166,028,697	1,200,728,793	1,305,931,722

IV 第7期計画期間における保険料基準月額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者(市町村)が、計画の策定を通じて3年ごとに算定・見直しを行います。本町の第7期(2018～2020年度)及び第9期(2025年度)の介護保険料は次のとおりです。

① 介護保険料基準額の算定方法

介護保険料の基準額は、保険給付及び地域支援事業費にかかる費用(利用者負担分を除く)や第1号被保険者の見込数を基に、保険料基準額が決まります。

ア 介護保険料収納必要総額

$$\text{保険料収納必要総額} = \left[\begin{array}{c} \text{3年間のサービス給付費} \\ \text{に必要な費用} \\ \text{(保険給付+地域支援事業)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合(23\%)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{調整交付} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \end{array} \right]$$

イ 保険料基準額(年額)

$$\text{保険料基準額} = \left[\begin{array}{c} \text{保険料収納} \\ \text{必要総額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{保険料の負担割合で補正した} \\ \text{3年間の第1号被保険者数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{想定収納率} \end{array} \right]$$

※想定収納率は、第7期で97%、第9期では96%を想定しております。

② 第7期(2018～2020年度)及び第9期(2025年度)所得段階別被保険者数(単位:人)

所得段階		所得段階別加入者数			
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
非課税世帯 町民税	第1段階	475	478	478	543
	第2段階	220	220	220	285
	第3段階	140	144	145	152
課税世帯 町民税	第4段階	905	908	910	876
	第5段階	570	576	578	523
	第6段階	397	404	408	387
	第7段階	271	273	274	231
	第8段階	151	154	155	143
	第9段階	108	111	112	113
合計		3,237	3,268	3,280	3,253

③ 第7期(2018～2020年度)及び第9期(2025年度)介護保険料基準月額

	第7期(2018～2020年度)	第9期(2025年度)
介護保険料(基準月額)	6,500円	7,820円

※第9期の介護保険料は、基金(1千万円×3年)を繰り入れた場合の額で試算しております。

V 第7期介護保険料の所得段階及び年間保険料

段階	対象者となる方	保険料率	年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	基準額 × 0.45	35,100円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方 	基準額 × 0.75	58,500円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方 	基準額 × 0.75	58,500円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	基準額 × 0.90	70,200円
第5段階 (基準段階)	<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 	基準額 × 1.00	78,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 × 1.20	93,600円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	基準額 × 1.30	101,400円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	基準額 × 1.50	117,000円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方 	基準額 × 1.70	132,600円

第7章

計画の推進にむけて

- I 自治協働のまちづくりとの連結
- II 計画の進行管理
- III 情報の提供



第7章 計画の推進にむけて

I 自治協働のまちづくりとの連結

本計画は、向こう3か年の計画期間であるものの、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降の社会情勢を見据えた、大変重要な位置付けにあります。

このため、中期的な視点は言うに及ばず、計画の目標達成には、本町が掲げる“自治協働のまちづくり”との連結が不可欠となります。いわゆる人口減少による縮小社会と生産年齢層の減少により人口構成が変化するなか、高齢者をとりまく諸課題の解決には“まちづくり”としての認識に立つことを第一とし、多様な主体がこれまで以上に協働する環境が求められます。

こうした状況をふまえ、高齢者福祉の範囲を超えて施策の総合的な展開を図るために、町長をトップとする全庁的な推進体制を整備し、関係課との連絡調整と連携強化を図ります。

また、あらゆる町民が参画し、地域の特性を生かした福祉の輪を広げるために、町民、団体、事業者、ボランティア、NPOなどに理解と協力を求め、本計画を推進します。

II 計画の進行管理

本計画に基づき、各種の施策を計画的に推進するために、行政評価システム等のシステムを活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、計画の進捗状況の点検と管理を行うため、最上町高齢化対策審議会等の機関において、高齢者福祉サービスと介護保険サービスの実施状況や行政と事業所との調整と連携状況、さらに住民・利用者のサービスに関する満足度等について審議と協議を行います。

III 情報の提供

本計画の周知を図るため、本計画を公表するとともに、内容をより分かりやすく紹介するためのパンフレットやリーフレット等を作成し、配布すると共に、広報もがみや本町の公式ホームページ等を活用して積極的に情報発信を行います。また、地域包括支援センターにおける総合相談事業や民生児童委員やボランティア、地域活動等と連携を行いながら、高齢者の状況にあわせて、必要な人に適切な情報を伝えられるよう、きめ細かな広報・啓発活動に務めます。

第8章

計画策定の経緯等

- I 計画策定委員会について
- II 高齢化対策審議会について
- III 事務局の構成



第8章 計画策定の経緯等

I 計画策定委員会について

本計画の策定に際し、保健・医療・福祉関係者及び学識経験者等で構成する計画策定委員会を設置し、議論を重ねました。

1. 第8次最上町高齢者保健福祉計画策定委員・第7期最上町介護保険事業計画策定委員の構成

○任期 / 平成29年9月1日～30年3月31日

○委員長 / 今井 正明

○副委員長 / 押切 政志

No.	氏名	選出区分	所属団体	役職等
1	今井正明	福祉団体施設関連職員	社会福祉協議会	事務局長
2	高橋和子	福祉団体施設関連職員	社会福祉協議会	介護係長
3	阿部竜也	福祉団体施設関連職員	社会福祉協議会	地域福祉係長
4	佐藤正幸	福祉団体施設関連職員	紅梅荘	次長
5	石山久美	福祉団体施設関連職員	介護老人保健施設やすらぎ	管理課長
6	高山悠二	福祉団体施設関連職員	介護老人保健施設やすらぎ	作業療法士
7	原田将	福祉団体施設関連職員	町立最上病院	副院長
8	有路亀代永	福祉団体施設関連職員	町立最上病院	総看護師長
9	三上優代	福祉団体施設関連職員	デイサービスはっぴい	通所介護管理者
10	笠原伸夫	福祉団体施設関連職員	小規模多機能もがみ	施設管理者
11	大場美津枝	福祉団体施設関連職員	グループホームやまなみ	施設長
12	野口信子	民生児童委員	民生児童委員協議会	身障・高齢者部長
13	引地宮子	保健衛生連絡員	保健衛生連絡員協議会	代表
14	渡部勝乗	保健福祉推進員	保健福祉推進員連絡会	会長
15	宮本浩	学識経験者	町議会	産業厚生常任副委員長
16	押切政志	学識経験者	押切政志建築設計事務所	福祉住環境コーディネーター
17	橋本広幸	学識経験者	ウェルスハシモト	福祉住環境コーディネーター
18	後藤精一	町行政機関の職員	町立最上病院	事務長

2. 策定委員会の開催状況

期 日	会 場	主 な 協 議 事 項
第1回 平成 29 年 9 月 25 日	役場 「大会議室」	① 計画策定にむけた体制及びスケジュールについて ② 第7次最上町高齢者保健福祉計画及び第6期最上町介護保健事業計画の総括について ③ 高齢者における保健福祉及び介護保険にかかる当面の課題について ④ 介護保険制度改革について
第2回 平成 29 年 12 月 22 日	健康センター 「集団指導室」	① 計画の基本的な政策目標と重点施策について ② 第7期介護保険サービスの推計について ③ 第1号被保険者の保険料推計について
第3回 平成 30 年 1 月 30 日	健康センター 「集団指導室」	① 第8次最上町高齢者保健福祉計画及び第7期最上町介護保険事業計画(案)について

3. 設置要綱

○ 第8次最上町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 介護保険事業計画の見直しに伴う、高齢者保健福祉計画の見直し計画を策定するために第8次最上町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を行なう。

- (1) 第8次高齢者保健福祉計画を策定すること。
- (2) その他、第8次最上町高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、関係職員及び団体、一般住民等のなかから20名以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉施設の関係職員
- (2) 民生児童委員
- (3) 学識経験者
- (4) 町関係行政機関の職員

3 委員の任期は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。役職等に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、会長が事故あるときは又は欠けたときは、その職務を行う。

第5条 委員会は委員長が召集し、会議の議長となる。

2 必要に応じて、専門部会を設けることができる。

第6条 委員長は、委員会の結果を町長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を健康福祉課に置くものとする。

2 事務局に事務局長を置く。事務局長は町長が指名する。

第8条 委員会の庶務は、前条によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

○ 第7期最上町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業計画の見直し計画を策定するために、第7期最上町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を行なう。

(1) 第7期介護保険事業計画を策定すること。

(2) その他、第7期介護保険事業計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、関係職員、団体、一般住民等の内から20名以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 福祉施設の関係職員

(2) 民生児童委員

(3) 学識経験者

(4) 町関係行政関係の職員

3 委員の任期は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。役職等に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、会長が事故あるときは又は欠けたときは、その職務を行う。

第5条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 必要に応じて、専門部会を設けることができる。

第6条 委員長は、委員会の結果を町長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を健康福祉課に置くものとする。

2 事務局に事務局長を置く。事務局長は町長が指名する。

第8条 委員会の庶務は、前条によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

II 最上町高齢化対策審議会について

最上町高齢化対策審議会条例(昭和 63 年 3 月条例第 14 号)に基づき、社会福祉団体の役員及び公共的団体の役員、学識経験者の 15 名の委員で構成。本計画(案)について調査及び審議を行いました。

《最上町高齢化対策審議会の構成》

○任 期 / 平成 29 年 9 月 1 日 ~ 31 年 8 月 31 日

○会 長 / 渡邊 英俊

○職務代理者 / 大石 紳一郎

No.	氏 名	選出区分	所 属 団 体	役職等
1	山 田 桐 雄	社会福祉団体	社会福祉法人豊寿会	副理事長
2	大 場 利 秋	社会福祉団体	社会福祉法人千宏会	理事長
3	大 石 紳一郎	社会福祉団体	最上町社会福祉協議会	理事
4	笠 原 勝 義	社会福祉団体	最上町民生児童委員協議会	会長
5	高 橋 憲 悦	社会福祉団体	NPO法人アルカディアもがみ	理事長 H30.2.21まで
6	野 口 信 也	公共団体	老人クラブ連合会	会長
7	菅 清一郎	公共団体	大堀地域コミュニティ推進会議	会長
8	浅 井 真	公共団体	向町地域コミュニティ推進会議	会長
9	石 山 不仁男	公共団体	富沢地域間連携推進協議会	会長
10	渡 辺 尚 見	公共団体	もがみ南部商工会	事務局長
11	伊 藤 一 雄	学識経験者	国保運営協議会	会長
12	石 原 英 一	学識経験者	新たな『ウエルネスタウンもがみ』の創造に関する特別委員会	委員長
13	渡 邊 英 俊	学識経験者	町議会	産業厚生常任委員長
14	佐 藤 俊 浩	学識経験者	町立最上病院	院長
15	佐 藤 真由美	学識経験者		

《審議会の開催状況》

期 日	会 場	主 な 協 議 事 項
第1回 H29.10.6	役場 「大会議室」	① 計画策定にむけた体制及びスケジュールについて ② 第7次最上町高齢者保健福祉計画及び第6期最上町介護保健事業計画の総括について ③ 高齢者における保健福祉及び介護保険にかかる当面の課題について ④ 介護保険制度改革について
第2回 H29.12.26	健康センター 「集団指導室」	① 計画の基本的政策目標と重点施策について ② 第7期介護保険サービスの推計について ③ 第1号被保険者の保険料推計について
第3回 H30.2.6	健康センター 「集団指導室」	① 第8次最上町高齢者保健福祉計画及び第7期最上町介護保険事業計画(案)について

○最上町高齢化対策審議会条例

昭和63年 3月17日

条例第14号

改正 平成6年 3月14日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、最上町高齢化対策審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、高齢化対策に関する計画の策定、変更、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため、最上町高齢化対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 社会福祉団体の役員
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、必要に応じ専門分科会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最上町社会福祉審議会条例の廃止)

2 最上町社会福祉審議会条例(昭和53年条例第14号)は、廃止する。

附 則(平成6年3月14日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

Ⅲ 事務局の構成

No.	氏 名	選出区分	所 属 役 職 名	策定委 員会	高齢化対 策審議会
1	伊 藤 勝	事務局長	ウエルネスプラザ総括管理監	○	○
2	渋 井 和 之	事務局次長	健康福祉課長兼地域包括支援センター長	○	○
3	奥 山 浩	事務局員	健康福祉課 課長補佐	○	○
4	菅 原 美智子	事務局員	健康福祉課 保健師長		○
5	井 上 志 乃	事務局員	健康福祉課 保険係長	○	○
6	東海林 久 美	事務局員	健康福祉課 地域包括支援センター 地域包括支援係長	○	○
7	菅 智 子	事務局員	健康福祉課 保健指導係長		○
8	岸 恵 美	事務局員	健康福祉課 福祉係長		○
9	遠 藤 智 也	事務局員	健康福祉課 保険係主任	○	○
10	早 坂 彪 雅	事務局員	健康福祉課 保険係主事	○	○
11	伊 藤 美 里	事務局員	健康福祉課 地域包括支援センター 地域包括支援係保健師		○
12	伊 藤 美 和	事務局員	健康福祉課 地域包括支援センター 地域包括支援係社会福祉士		○

最上町
第8次高齢者保険福祉計画
第7期介護保険事業計画

発行日 2018年(平成30年)3月
発行者 山形県最上町
住 所 山形県最上郡最上町大字向町 64 番地 3
Tel 0233-43-3171
Fax 0233-43-3115

